

埼玉県教職員財産形成貯蓄の手引き

令和 6 年 1 0 月

埼玉県教育局教育総務部福利課

目 次

1	教職員財産形成貯蓄制度の概要	1
2	埼玉県教職員財産形成貯蓄事務取扱要領	3
3	埼玉県教職員財形貯蓄募集要領	1 3
4	埼玉県教職員財産形成貯蓄事務取扱実施細目	1 5
5	各種様式（1号～12号）記載例	2 5
6	留意事項とチェックポイント	3 9
7	財形貯蓄提出書類等一覧	4 6
8	埼玉県教職員財形貯蓄Q & A 目次	4 7
9	埼玉県教職員財形貯蓄Q & A	4 9

教職員財産形成貯蓄事業の概要

1 事務の所管

教育局教育総務部福利課（互助福祉担当）

2 対象職員

- (1) 県教育委員会事務局（教育局）職員
- (2) 県立教育機関職員
- (3) 県立学校教職員
- (4) 市町村立学校県費負担教職員

（注）1 臨時的任用職員、任期付職員、非常勤職員及び再任用職員を除く。ただし、再任用職員は、再任用前からの継続のみ認める。

2 年金財形、住宅財形については、申込時現在満55歳未満の職員とする。

3 財形貯蓄の種類及び加入契約数

- (1) 一般財形……………1人1口
- (2) 住宅財形……………1人1口
- (3) 年金財形……………1人1口

4 非課税限度額

種 類	取扱金融機関等	非課税限度額
年金財形のみ	生命保険会社・損害保険会社	385万円
	その他の取扱金融機関等	550万円
住宅財形のみ	全 取 扱 金 融 機 関 等	550万円
年金財形及び住宅財形	全 取 扱 金 融 機 関 等	550万円

5 取扱金融機関等（24金融機関等）

- (1) 普通銀行等（6社） 埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、中央労働金庫
埼玉県信用農業協同組合連合会、埼玉縣信用金庫、新生銀行
- (2) 信託銀行（3社） 三井住友信託銀行、みずほ信託銀行、三菱UFJ信託銀行
（※三井住友信託銀行（旧住友信託銀行分）については、既加入者の契約（変更等）のみ取り扱う。＜新規は取り扱わない。＞）
- (3) 証券会社（3社） SMBC日興証券、野村証券、大和証券
- (4) 生命保険会社（9社） 第一生命、日本生命、朝日生命、住友生命、明治安田生命、大樹生命、富国生命、ジブラルタ生命、マニユライフ生命、
（※富国生命、ジブラルタ生命及びマニユライフ生命については、既加入者の契約（変更等）のみ取り扱う。＜新規は取り扱わない。＞）
- (5) 損害保険会社（3社） 三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保
損害保険ジャパン日本興亜

6 実施時期

(1) 募集

ア 金融機関の勧誘 毎年6月10日から7月10日（土日及び祝日の場合は翌営業日）まで

- （ア）教育機関・学校に対する勧誘の予約申込みは6月10日以降とする。
- （イ）金融機関の勧誘は財形貯蓄担当者証を着用した募集担当者のみが行う。
- （ウ）勧誘活動は当該期間内に限る。

- イ 教職員の申込期間 毎年7月1日から7月10日(土日の場合は翌営業日)まで
ウ 申込み方法 金融機関から取り寄せた申込書により、直接金融機関に提出する。
- (2) 給料等からの控除開始日
毎年9月の給料支給日
- 7 積立方法
1回の積立額は、1,000円の整数倍とし、次のいずれかの方法により積み立てる。
(損害保険会社は、最低積立額3,000円)
- (1) 毎月の給料から一定額を積み立てる。
(2) 毎月の給料及び期末勤勉手当(6月及び12月支給)から一定額を積み立てる。
なお、期末勤勉手当のみの積立てはできないものとする。
- 8 加入後の変更
所定の用紙により直接金融機関に提出する。
- (1) 積立金額の変更……………年1回(新規申込期間と同じ)
(2) 積立の中断・再開……………前月10日まで。ただし、12月支給の期末・勤勉手当については、10月末までに提出。中断期間は、財形年金及び財形住宅については2年未満。一般財形については、損保型を除いて期限なし。
(3) 氏名・住所等の変更……………速やかに提出すること。
- 9 解約・払出し
所定の用紙により直接金融機関に提出する。
- (1) 一部払出し……………一般財形の場合は1年経過後、随時。
財形年金は原則としてできない。
財形住宅は住宅取得等のためであればいつでもできる。
(2) 解約……………毎月25日まで(11月は10日まで)
- 10 非課税適用
年金財形の積立期間が終了した加入者は、積立期間満了日の属する月の翌月の末日までに、財産形成年金貯蓄の非課税適用申告書を取扱金融機関に提出すること。なお、提出が遅れた場合は課税扱いとなる。
※住宅財形・年金財形において、目的外の払い出しや解約をした場合は、利子・配当・差益について課税されるので注意すること。
- 11 残高の通知
毎年3月及び9月末日現在の残高報告が金融機関等から加入者あてに直接送付される。
- 12 金融機関の勧誘
- (1) 方法
ア 教育局各課・教育事務所……………庁舎管理者の許可を得てから行う。
イ 教育機関・学校……………所属所長の許可を得てから行う。
ウ ア、イ以外に所属長からの要請により行う。
- (2) 時間
ア 教育局各課・教育事務所……………月曜日から金曜日の昼休み内。
イ 教育機関……………所属所長の指定する時間。
ウ 学校……………月曜日から金曜日までの昼休み内又は放課後。
所属所長の指定する時間。

埼玉県教職員財産形成貯蓄事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及びその他関係法令に基づき実施する、埼玉県教職員の勤労者財産形成貯蓄（以下「一般財形」という。）、勤労者財産形成年金貯蓄（以下「年金財形」という。）及び勤労者財産形成住宅貯蓄（以下「住宅財形」という。）に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象教職員)

第2条 一般財形、年金財形及び住宅財形（以下「財形貯蓄」という。）は、次に掲げる教職員を対象に行うものとする。

(1) 埼玉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員。（臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。）（以下「教職員」という。）

ただし、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）については、新規の申込みは取り扱わず、再任用前から財形貯蓄を行っていた場合に、その継続を取り扱うものとする。

(2) 年金財形、住宅財形は申込時現在満55歳未満の者。

(事務の所管)

第3条 教職員の財形貯蓄に関する事務は、教育局教育総務部福利課長（以下「福利課長」という。）が所管する。

2 福利課長及び所属長は、この制度の普及推進に努めるとともに、教職員の行う財形貯蓄について指導及び協力するものとする。

(取扱金融機関)

第4条 教職員が財形貯蓄の契約を締結できる金融機関は、教育委員会と財形貯蓄の取扱いに関する協定書を取り交わした別表記載の金融機関（以下「取扱金融機関」という。）とする。

2 教育委員会はこの制度の円滑な運営を図るため、取扱金融機関の中から、総幹事金融機関及び幹事金融機関をそれぞれ指定する。

(1) 総幹事金融機関は、財形貯蓄に関する事務について取扱金融機関を総括するとともに、教育委員会と取扱金融機関との連絡調整に当たるものとする。

(2) 幹事金融機関は、総幹事金融機関の事務を補佐するものとする。

3 教育委員会は、第1項で選定した取扱金融機関が故意又は重大な過失によりこの要領及び財産形成貯蓄の事務取扱いに関する協定書に違反したと認められるときは、一定の条件を付してその取り扱う事務の一部又は全部を停止することができるものとする。

(契約口数)

第5条 教職員1人が締結できる財形貯蓄は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める口数を限度とする。

(1) 一般財形 1口

(2) 年金財形 1口

(3) 住宅財形 1口

(積立期間)

第6条 財形貯蓄の積立期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

(1) 一般財形 3年以上

(2) 年金財形 5年以上

(3) 住宅財形 5年以上

(積立方法)

第7条 1回の積立額は1,000円の整数倍とし、次のいずれかの方法によるものとする。

(1) 毎月の給料から一定額を積み立てる方法。

(2) 前号の規定による積立と併せて、6月及び12月に支給される期末勤勉手当から積み立てる方法。なお、期末勤勉手当のみでの積立てはできないものとする。

(財形貯蓄の申込み)

第8条 財形貯蓄の契約を新たに締結しようとする教職員（年金財形及び住宅財形については満55歳未満の教職員に限る。）は、毎年7月1日から7月10日（土日及び祝日の場合は翌営業日）までに

埼玉県財産形成

{	貯 蓄	}
	年金貯蓄	
	住宅貯蓄	

 申込書（以下「申込書」という。）を取扱金融機関に提出しな

なければならない。

2 取扱金融機関は、前項の規定により財形貯蓄の契約を締結した教職員（以下「加入者」という。）から申込書が提出されたときは、速やかに幹事金融機関及び総幹事金融機関を経由して福利課長へ送付するものとする。

- 3 第1項の規定により提出された申込書に基づく、給料等から預入等をすべき金額（以下「預入金」という。）の控除は、9月からとする。

（預入金等の控除及び払込方法）

第9条 教育委員会は、給料等の支給日に、加入者の給料等から積立金を控除し、当該加入者に代わって総幹事金融機関へ払い込むものとする。

- 2 総幹事金融機関は、前項の規定による払込みがあった場合は、同日中に取扱金融機関へ払い込むものとする。

- 3 加入者の毎月の給料等の額（財形貯蓄以外の諸控除金を除く）が当該加入者の契約している財形貯蓄に係る預入金の合計額を下回る場合は、教育委員会は第1項の規定による控除を行わない。この場合においては、当該財形の積立ては当該積立てに限り中断されたものとみなす。

（積立金額の変更）

第10条 加入者は積立金額を変更しようとするときは、毎年7月1日から7月10日（土日及び祝日の場合は翌営業日）までに

埼玉県財産形成

{	貯 蓄	}
	年金貯蓄	
	住宅貯蓄	

 指定・変更届（以下「指定・変更届」という。）を取扱金融機関

に提出しなければならない。

- 2 取扱金融機関は、前項の規定により加入者から指定・変更届が提出されたときは、速やかに福利課長へ送付するものとする。
- 3 第1項の規定により提出された指定・変更届に基づく預入金の控除は、第8条第3項と同一の時期とする。

（預入等の中断及び再開）

第11条 預入等の中断は、次の各号に該当する場合に限り行うことができるものとする。

- （1）派遣、休職、懲戒及び育児休業等（第25条第1項に規定する書類を提出した場合を除く）の事由により、給料等のすべてが支給されなくなったとき。
- （2）給料等の一部が減額され、又は支給が一部停止されたとき。
- （3）加入者又はその家族の疾病、災害等により生計の維持が困難となったとき。
- （4）引き続き預入等を行った場合、非課税貯蓄申告額を上回ることが明らかになったとき。
- （5）その他、特にやむを得ないと認められるとき。
- 2 外国に勤務を命ぜられた加入者は、出国の日から7年の範囲内で預入等を中断することができる。
- 3 第1項第1号に定める中断は、その事由の発生をもって届出があったものとみなす。
- 4 第1項第2号から第5号及び第2項までの定めるところにより、預入等の中断をしようとする

る加入者は、中断しようとする月の前月１０日（１２月支給分の期末勤勉手当からの積立分にあつては１０月３１日）までに指定・変更届を取扱金融機関に提出するものとする。ただし、第２５条第１項に規定する書類を提出することで、届出があつたものと取扱金融機関がみなす場合は、この限りではない。

- ５ 第１項及び第２項の規定により預入等の中断を行った加入者が、当該預入等を再開しようとするときは、再開しようとする月の前月１０日（１２月支給分の期末勤勉手当にあつては１０月３１日）までに指定・変更届を、取扱金融機関に提出するものとする。ただし、第２５条第１項に規定する書類を提出することで、届出があつたものと取扱金融機関がみなす場合は、この限りではない。
- ６ 取扱金融機関は、第４項及び第５項の規定により、加入者から指定・変更届が提出されたときは、速やかに福利課長へ送付するものとする。

（解約）

第１２条 加入者は財形貯蓄の契約を解約しようとするときは、解約をしようとする月の２５日までに

埼玉県財産形成

{	貯 蓄	}
	年金貯蓄	
	住宅貯蓄	

 解約・払出請求書（以下「解約・払出請求書」という。）を、取

扱金融機関へ提出するものとする。ただし、１１月にあつては、１０日までに、取扱金融機関へ提出するものとする。

- ２ 取扱金融機関は、前項の規定により加入者から解約・払出請求書が提出されたときは、当該請求書を受理した月の２２日から月末（ただし、６月については、翌月の１日から５日）までの間に加入者の指定する本人名義の預金口座へ振り込むとともに、払出しに係る計算書を加入者に直接送付するものとする。

（一部払出し）

第１３条 一部払出しについては、次のとおりとする。

- （１）一般財形については、原則として当該預入等が行われた日から１年以内の払出しはできないものとする。
- （２）年金財形については、できないものとする。
- （３）住宅財形については、自ら居住する住宅の取得又は増改築等に充てるための払出し以外のほか、払出しできないものとする。
- ２ 加入者は前項の一部払出しをしようとするときは、解約・払出請求書を、取扱金融機関へ提出するものとする。なお、住宅財形の払出しについては、当該事実を証する証明書類を添付するものとする。
- ３ 取扱金融機関は、前項の規定により加入者から解約・払出請求書が提出されたときは、当該

請求書の受理後3営業日以内に加入者の指定する本人名義の預金口座へ振り込むとともに、払出しに係る計算書を加入者に直接送付するものとする。

(その他届出事項の変更)

第14条 加入者は、財形貯蓄に関し次の事項を変更しようとするときは、速やかに指定・変更届を取扱金融機関に提出するものとする。

(1) 住所及び氏名

(2) 届出印鑑（紛失による場合を除く。）

(3) 財産形成非課税貯蓄限度額

(4) 年金財形にかかる年金受取開始日、年金受取期間及び年金受取方法

(5) その他必要な事項

2 加入者は紛失等の理由で届出印鑑を変更しようとするときは、指定・変更届を取扱金融機関へ提出するものとする。なお、この場合の手続きは各取扱金融機関の定めるところによるものとする。

3 取扱金融機関は、第1項及び第2項の規定により加入者から指定・変更届が提出されたときは、速やかに福利課長へ送付するものとする。

(控除不能の通知)

第15条 福利課長は、加入者が死亡、退職、出向、無給休職、その他の事由により、給料等から預入等をすべき金額を控除することができなくなったときは、速やかにその旨を取扱金融機関に通知するものとする。

(異動に伴う書類の送付)

第16条 所属長は加入者が異動したときは、当該加入者に係る財形貯蓄の関係書類を、新たに属することとなった所属長に速やかに送付するものとする。

2 福利課長は、加入者が埼玉県職員財産形成貯蓄制度を取り扱う部局へ出向したときは、速やかに職員健康支援課長に通知するとともに、当該加入者に係る財形貯蓄の関係書類を引き継ぐものとする。

(転職等に伴い提出する書類)

第17条 加入者は退職、出向及び派遣等の辞令受領後、速やかに財産形成貯蓄の退職等に関する通知書（以下「退職等に関する通知書」という。）を取扱金融機関に提出するものとする。ただし、加入者が、再任用職員として埼玉県教職員財産形成貯蓄を継続したとき及び埼玉県職員財産形成貯蓄制度を取り扱う部局へ出向したときは、退職等に関する通知書を提出したものとみなす。

2 取扱金融機関は、第1項の規定により加入者から退職等に関する通知書が提出されたときは、速やかに福利課長へ送付するものとする。

(転職等に伴う財形貯蓄の移管等)

第18条 取扱金融機関は、加入者が退職、出向及び派遣等後の新勤務所において、当該加入者が在職中に契約を締結していた取扱金融機関以外の金融機関に対し、転職等による財形貯蓄の継続措置に関する申込みを行った場合は、当該者に係る財形貯蓄の移管等を行うものとする。

(新たに教職員となった者の特例)

第19条 新たに教職員となった者が前の勤務所において財形貯蓄契約を締結していた場合で、前の勤務所に引き続き財形貯蓄を継続して行おうとするときは、第8条第1項の規定にかかわらず財産形成貯蓄継続申込書等（以下「継続申込書等」という。）を控除払込みを行おうとする月（前の勤務所を退職等した日から起算して2年以内に控除払込みができる月をいう。）の前月10日までに、取扱金融機関に提出することができるものとする。

2 ただし、前の勤務所において埼玉県職員財産形成貯蓄制度に加入していた者は第1項の規定にかかわらず継続申込書等を提出したものとみなす。

(契約証書等の発行)

第20条 取扱金融機関は、財形貯蓄の契約が成立したときは、加入者に契約証書を直接送付しなければならない。ただし、残高報告書等の送付をもって代えることができる。

(残高報告書等の送付)

第21条 取扱金融機関は、毎年3月及び9月の各月末日現在の財形貯蓄に係る預入金等の残高報告書を、加入者に直接送付するものとする。

2 総幹事金融機関は毎年4月、7月、10月及び1月の各月21日現在の財形貯蓄に係る預入金等の残高明細書を、福利課長へ送付するものとする。

(年金財形の非課税適用確認申告書)

第22条 年金財形の積立期間が終了した加入者は、積立期間満了日の属する月の翌月の末日までに財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書（以下「確認申告書」という。）を、取扱金融機関に提出するものとする。

2 前項の確認申告書を提出した者は、退職等の際に遅滞なく財産形成年金貯蓄者の退職等申告書を、取扱金融機関に提出するものとする。

3 取扱金融機関は、加入者から第1項及び第2項の書類が提出されたときは、速やかに福利課長へ送付するものとする。

4 第1項及び第2項に規定する書類を提出した者は、退職後において、住所及び氏名等の変更が生じた場合は、取扱金融機関へその旨届け出るものとする。

(外国勤務者の財形貯蓄に関する非課税申告)

第23条 外国に勤務を命ぜられた加入者が、財形貯蓄に係る非課税措置を継続して受けようとするときは、海外転勤者の財産形成非課税住宅（年金）貯蓄継続適用申告書を出国日の属する月の前々月の末日までに取扱金融機関に提出するものとする。

2 前項の規定による申告書を提出した者が、出国の日から7年以内に国内勤務になった場合で、財形貯蓄に係る非課税措置を継続して受けようとするときは、住宅財形にあっては海外勤務者の国内勤務申告書を、年金財形にあっては海外勤務者の特別国内勤務申告書を、国内勤務となった日の属する月の翌月末日までに、取扱金融機関に提出するものとする。

3 取扱金融機関は、加入者から第1項及び第2項の書類が提出されたときは、速やかに幹事金融機関及び総幹事金融機関を経由して福利課長へ送付するものとする。

（一般財形貯蓄の預替え）

第24条 一般財形貯蓄に3年以上継続加入している者が、預替えをしようとするときは、埼玉県財産形成貯蓄の預替え継続申込書（兼解約・預替え依頼書）及び埼玉県財産形成貯蓄申込書（以下「預替え継続申込書及び申込書」という。）を毎月10日までに福利課長へ提出するものとする。

2 福利課長は、前項の規定により加入者から預替え継続申込書及び申込書が提出されたときは、預替え要件を確認し、当該申込書を、速やかに新しく当該財産形成貯蓄を取扱う金融機関（以下「新財形貯蓄取扱金融機関」という。）に送付するものとする。

3 新財形貯蓄取扱金融機関は、前項の規定により福利課長から預替え継続申込書及び申込書が提出されたときは、従前の財形貯蓄取扱金融機関との間で解約金の送金・入金手続きを行うものとする。また、新財形貯蓄取扱金融機関は、解約金の移管終了後、速やかにその旨の通知書を福利課長を経由して加入者に送付するものとする。

（育児休業等取得者の継続適用特例）

第25条 育児休業等（産前産後休業及び法令に基づいた3歳未満の子を養育するためにする休業をいう。）を取得する加入者は、育児休業等の開始日までに育児休業等をする者の財産形成非課税住宅（年金）貯蓄継続適用申告書兼育児休業等期間変更申告書（以下「育休申告書」という。）を、取扱金融機関に提出することができる。ただし、産前休暇及び産後休暇開始時には原則、育休申告書を提出できないものとする。

2 前項の育休申告書を提出した者は、職場復帰直後、最初に払込を行うべき日（原則、職場復帰後最初の給与支給日）に払込を再開する手続きをするものとし、第11条第5項の規定により、取扱金融機関に提出するものとする。

3 第1項に規定する書類を提出した者は、育休期間に変更が生じた場合、当初の育児休業の終了日又は変更後の終了日いずれか早い日までに、取扱金融機関に育休申告書を提出するものとする。

4 取扱金融機関は、加入者から第1項、第2項及び第3項の書類が提出されたときは、速やか

に福利課長へ送付するものとする。

(契約の勧誘)

第26条 所属長は、取扱金融機関が所属所内で財形貯蓄の勧誘を行う場合は、別に定めるところにより、執務に支障を及ぼさないように取扱金融機関を指導できるものとする。

(書類の様式及び保存期限等)

第27条 財形貯蓄の実施に必要な書類の様式及び保存期限は、別に定めるものとする。

(その他)

第28条 この要領に定めるもののほか財形貯蓄の実施に必要な細目は、福利課長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 第19条第2項のみなし規定は平成5年4月1日以降に該当する者から適用するものとする。

附 則

この要領は、平成11年8月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年3月1日から施行する。ただし、第2条第1号本文の改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

別 表

埼玉県教職員財形貯蓄取扱金融機関一覧

普 通 銀 行 等	株式会社埼玉りそな銀行 株式会社武蔵野銀行 中央労働金庫 埼玉県信用農業協同組合連合会 埼玉縣信用金庫 株式会社新生銀行
信 託 銀 行	三井住友信託銀行株式会社 みずほ信託銀行株式会社 三菱 U F J 信託銀行株式会社
証 券 会 社	S M B C 日興証券株式会社 野村證券株式会社 大和証券株式会社
生 命 保 險	第一生命保険株式会社 日本生命保険相互会社 朝日生命保険相互会社 住友生命保険相互会社 富国生命保険相互会社 明治安田生命保険相互会社 大樹生命保険株式会社 ジブラルタ生命保険相互会社 マニユライフ生命保険株式会社
損 害 保 險	三井住友海上火災保険株式会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

埼玉県教職員財形貯蓄募集要領

1 募集期間

(1) 金融機関の勧誘期間

6月10日から7月10日(土日及び祝日の場合は翌営業日)まで

(2) 教職員の申込期間

7月1日から7月10日(土日及び祝日の場合は翌営業日)まで

2 勧誘活動の基準

(1) 取扱金融機関は、勧誘担当者の人員等を事前に福利課長に届出し承認を得ること。

(2) 取扱金融機関の勧誘担当者の人員は、一取扱金融機関当たり50人以内とすること。

ただし、県内店舗数に応じて1店舗につき4人を追加することが可能。

勧誘に当たっては、勧誘担当者は、必ず福利課長が発行する募集担当者証(別記様式)を着用すること。

(3) 勧誘方法

ア 教育局各課・教育事務所

勧誘に当たっては、勧誘担当者は庁舎管理者の許可を受けてから行うこと。

イ 教育機関・学校

勧誘に当たっては、勧誘担当者は所属長にあらかじめ電話等により連絡の上、許可を得てから行うこと。

ウ 上記ア、イのほか所属長から勧誘の要請又は財形の説明を求められた場合には、

取扱金融機関はその要請に応えられるよう努力すること。

(4) 勧誘時間

ア 教育局各課・教育事務所……月曜日から金曜日までの昼休み(12時から13時まで)内に行うこと。

イ 教育機関……所属長の指示に従うこと。

ウ 学 校……月曜日から金曜日までの昼休み又は放課後に行うこと。

ただし、所属長がこれ以外の時間を指定したときは、これに従うこと。

(5) 教職員の自宅への訪問及び電話による勧誘は行わないこと。

(6) 自社商品の有利な面を誇大宣伝することなく、自社の商品の長所・短所を漏れなく説明し、教職員が十分納得した上で契約するように努めること。

(7) 勧誘に際して便宜の供与やサービス品の提供はしないこと。

(8) 勧誘に当たっては、所属長の指示に従うことはもとより、公務に支障を及ぼさないようにするとともに、教職員が迷惑とを感じる方法による勧誘は行わないこと。

(9) 所属長は、勧誘活動により職場が混乱し又はそのおそれがあると認めた場合は、勧誘を認めた時間帯であっても勧誘活動の全部又は一部を制限することができること。

(10) 勧誘期間以外の勧誘等は絶対に行わないこと。

(11) 財産形成貯蓄以外の商品の勧誘のために、募集担当者証を使用しないこと。

3 その他

(1) 取扱金融機関はこの要領を遵守し、定められた期間内に勧誘活動を行わなければならない。

(2) この募集要領に違反した場合には、事実確認後、勧誘活動の禁止等の措置をとることがある。

(別記様式)

埼玉県教職員財形貯蓄募集担当者証	
金融機関名	
担当者名	
上記の者は埼玉県教職員財形貯蓄募集担当者であることを証明します。	
自	令和 年 月 日
有効期間	
至	令和 年 月 日
埼玉県教育局教育総務部福利課長	印

埼玉県教職員財産形成貯蓄事務取扱実施細目

この細目は、埼玉県教職員財産形成貯蓄事務取扱要領（以下「要領」という。）第27条に基づき、必要な事項を定めるものとする。

第1 総則

1 総幹事金融機関及び幹事金融機関

総幹事金融機関は株式会社埼玉りそな銀行とし、業態別幹事金融機関は別表1に掲げる金融機関等とする。

2 用語の意義

(1) この細目において、期日を指定している場合で、当該日が土曜日及び日曜日又は休日に当たるときは、その前日をもって指定された期日とみなすものとする。ただし、特に定めのある場合はこの限りではない。

(2) 「県内店舗数」とは、埼玉県内に設置されている店舗の総数をいい、算定に当たっては、次の点に留意すること。

ア ここでいう店舗とは、本社（店）的機能を有する組織に属する、支社（店）的機能を持った一般的な組織をいい、更にこれに属する営業所的機能をもった組織、または代理店的な機能をもった組織は除外する。

イ アの店舗が、同一建物内又は同一敷地内若しくは非常に近接した場所に複数立地している場合には、これを併合して1店舗として算定するものとする。

ウ 銀行を例にとった場合、いわゆる支店が上記店舗に該当し、出張所・派出所・代理店は店舗に該当しない。ただし、本店に付属して本店営業部が設置されている場合は、その機能が支店に該当している場合に限り、名称が一般的ではないが店舗として加算する。

他の業態の店舗については、銀行の例に準拠して算定するものとする。

3 預金等の残高報告書の保存について

福利課長は、総幹事金融機関が作成する毎年4月、7月、10月及び1月の各日21日現在の財形貯蓄に係る預入金等の残高明細表を保管するものとする。

第2 申込書等の提出等

1 新規加入申込み

要領第8条により財形貯蓄の契約を新たに締結しようとする教職員は、申込書（様式第1号）を作成し、契約しようとする取扱金融機関に提出しなければならない。

なお、この際に留意しなければならない事項は次のとおりである。

- (1) 申込口数（既に申込みをした口数を含む。以下同じ。）がそれぞれ1を超えないこと。
- (2) 年金財形、住宅財形については、申込日現在において55歳未満であること。
- (3) 非課税申告額が次の表に掲げる額以下であること。

種 類	取扱金融機関等	非課税限度額
年金財形のみ	生命保険会社・損害保険会社	385万円
	その他の取扱金融機関等	550万円
住宅財形のみ	全取扱金融機関等	550万円
年金財形及び 住 宅 財 形	全取扱金融機関等	550万円

(4) 作成書類等

ア 次の5枚複写となっているので、黒ボールペンで強く書くこと。

- 1枚目・・・金融機関用
- 2枚目・・・金融機関用
- 3枚目・・・福利課控
- 4枚目・・・所属長控
- 5枚目・・・本人用

イ 所属所名・所属所コード、氏名・職員番号コード欄の記載は、やむを得ない場合を除き、ゴム印を使用すること。（4か所）

ウ 届出印の押印

一般財形・・・7か所

年金財形・住宅財形・・・12か所

(5) 年金財形又は住宅財形の加入申込みをするときは、財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申告書の所定欄に特定個人情報の記載等を確認の上、所属長印を押印する。

（4か所）

一般財形については、証券会社への加入申し込みをする場合に限り、申込書（様式第1号）の所定の欄に特定個人情報を記載し、余白に所属長印を押印する。

(6) 提出先

ア 所属長に所属長控を提出する。（4枚目）

イ 金融機関へ金融機関用を提出する。福利課控も併せて提出するものとする。

ウ 取扱金融機関へ提出することに支障がある場合には、例外としてイの規定にかかわらず金融機関用及び福利課控を併せて福利課長へ提出して差し支えないもの

とする。

2 積立金額の変更申込み

要領第10条により財形貯蓄の積立金額を変更しようとする教職員は、指定・変更届（様式第2号）を作成し、契約している取扱金融機関に提出しなければならない。

書類作成上の留意点は、1 新規加入申込みの規定を準用する。ただし、（6）のウの規定を除く。

3 預入等の中断・再開の申込み

要領第11条により財形貯蓄の預入等の中断をしようとする教職員は、指定・変更届（様式第2号）を作成し、契約している取扱金融機関に提出しなければならない。

書類作成上の留意点は、1 新規加入申込みの規定を準用する。ただし、（6）のウの規定を除く。

中断の期間は、次によるものとする。但し、育休申告書が提出された場合を除く。

（1）一般財形・・・期限なし（損保型は2年間）。

（2）年金財形及び

住宅財形・・・保険、損保は2年間。超えた場合は、解約となる。

預金等の場合は原則2年間。なお、2年間を超えた場合でも課税扱いで継続可能であることに留意すること。

4 解約の申込み

要領第12条により財形貯蓄の契約解約しようとする教職員は、解約・払出請求書（様式第3号）を作成し、契約している取扱金融機関に提出しなければならない。

書類作成上の留意点は、1 新規加入申込みの規定を準用する。ただし、（6）のウの規定を除く。

5 一部払出し

要領第13条により財形貯蓄の一部払出しをしようとする教職員は、解約・払出請求書（様式第3号）を作成し、契約している取扱金融機関に提出しなければならない。

書類作成上の留意点は、1 新規加入申込みの規定を準用する。ただし、（6）のウの規定を除く。

6 住宅財形の払出等

（1）住宅財形の対象住宅

ア 住宅の要件（新築、購入の場合）

- (ア) 床面積が50平方メートル以上であること。
- (イ) 既存住宅（中古住宅）の場合には取得の日以前20年（耐火構造の住宅の場合は25年）以内に建設されたものであること。
- (ウ) 当該住宅を取得した教職員の住所に存在するものであること。

イ 住宅の要件（増改築の場合）

- (ア) 工事費用が75万円を超えるものであること。
- (イ) 工事後の住宅床面積が50平方メートル以上であること。
- (ウ) 当該住宅の増改築等をした教職員の住所に存在するものであること。

ウ 払出しの条件

持ち家としての住宅の取得又は住宅の増改築等のための対価又は持ち家としての住宅の取得又は住宅の増改築等のために必要な金銭の支払いのために元利金の全部又は一部が充てられること。

(2) 一部払出しの場合

ア 一部払出しとは

契約者が住宅の取得又は住宅の増改築等をしようとする間において、その取得又は住宅の増改築等に必要な金銭の支払いに充てるため、住宅財形貯蓄の一部を払い出すこと。

イ 払出限度額及びその回数

一部払出しの場合の払出限度額は、元利金銭残高の10分の9以内であること。
また、その場合の払出回数は1回限りであること。

ウ 添付書類

住宅建設工事請負契約書の写し又は売買契約書の写しとすること。

(3) 全部払出しの場合

ア 全部払出しとは

契約者が住宅を取得してから、住宅財形貯蓄のすべてを払い出す場合又は一部払出後残額のすべてを払い出す場合をいう。

イ 払出期限

全部払出しの期限は、住宅を取得した日（所有権を取得した日であり登記の日ではない）から1年以内であること。ただし、一部払出後の残額の払出期限にあつては、一部払出日から2年以内であり、かつ、住宅を取得した日から1年以内であること。

ウ 添付書類

- (ア) 住宅の登記簿謄本又は抄本（住宅建設工事請負契約書の写し、売買契約書の

写し、その他領収書等)

(イ) 住民票の写し

7 その他届出事項の変更

要領第14条により届出事項を変更しようとする教職員は、指定・変更届（様式第2号）を作成し、契約している取扱金融機関に提出しなければならない。

書類作成上の留意点は、1 新規加入申込みの規定を準用する。ただし、（6）のウの規定を除く。

8 届出印鑑の喪失の届出

届出印鑑を喪失した加入者が、届出印鑑の変更を申し込むときは、取扱金融機関において喪失に係る所定の手続きが終了した後に、指定・変更届（様式第2号）を作成し、契約している取扱金融機関に提出しなければならない。

9 年金財形貯蓄の積立終了者の申告及び外国勤務者の申告

（1）要領第22条に規定する財産形成年金貯蓄非課税適用確認申告書（様式第8号）の作成については次のとおりとする。

ア 作成書類

次の5枚複写となっているので、黒ボールペンで強く書くこと。

- 1 枚目・・・金融機関用
- 2 枚目・・・財産形成年金貯蓄の年金額に関する申告書
- 3 枚目・・・福利課控
- 4 枚目・・・所属長控
- 5 枚目・・・本人用

イ 届出印の押印・・・5か所

ウ 所属長に所属長控を提出し、金融機関へ金融機関用を提出する。

福利課控も併せて提出するものとする。

（2）要領第23条に規定する海外勤務者の非課税住宅（年金）貯蓄継続適用申告書、海外勤務者の国内勤務申告書（住宅財形）及び海外勤務者の特別国内勤務申告書（年金財形）（様式第10号）の作成については（1）の規定を準用する。

10 一般財形貯蓄の預替えの申告

（1）要領第24条に規定する預替え継続申込書（様式第11号）の作成については次のとおりとする。また併せて提出する申込書（様式第1号）の作成については

1（4）のとおりとし、提出先は下記ウと同様とする。

ア 作成書類

次の5枚複写となっているので、黒ボールペンで強く書くこと。

- 1 枚目・・・本人控
- 2 枚目・・・所属長控
- 3 枚目・・・福利課控
- 4 枚目・・・新財形貯蓄金融機関控
- 5 枚目・・・旧財形貯蓄金融機関控
- イ 届出印の押印・・・5か所
- ウ 本人控、所属所控も併せて福利課に提出する。

1 1 育児休業等取得者の継続適用特例の申告

- (1) 要領第25条に規定する育児休業等をする者の財産形成非課税住宅（年金）貯蓄継続適用申告書兼育児休業等期間変更申告書（様式第12号）の作成については次のとおりとする。

ア 作成書類

次の4枚複写となっているので、黒ボールペンで強く書くこと。

- 1 枚目・・・金融機関用
- 2 枚目・・・福利課控
- 3 枚目・・・所属長控
- 4 枚目・・・本人用
- イ 届出印の押印・・・4か所
- ウ 所属長に所属長控を提出し、金融機関へ金融機関用を提出する。
福利課控も併せて提出するものとする。

- (2) 一般財形において申告できる場合は、取扱金融機関の様式を使用する。作成については（1）の規定を準用する。

第3 新たに教職員となった者の財形貯蓄の引き継ぎ等の特例

新たに教職員となった者（市町村教育委員会等からの出向を含む。以下同じ）が採用前に契約している財形貯蓄を有する場合の継続手続きは次による。

1 採用前に行っている財形貯蓄契約の金融機関等が取扱金融機関である場合

（継続方式）

- (1) 継続申込書（様式第5号）を控除払込みを行おうとする月の前月10日までに取扱金融機関に提出すること。
- (2) 前の勤務所を退職した日から起算して2年以内に行うこと。
- (3) 年金財形及び住宅財形の場合は転退職者等の財産形成非課税年金（住宅）貯蓄継続適用申告書（様式第7号）も併せて取扱金融機関に提出すること。

2 採用前に契約している金融機関等が取扱金融機関でない場合

(前契約を解約し、残高を新たな金融機関へ継承する方式)

- (1) 申込手続きは、前記1の規定を準用するが、継続申込書を取扱金融機関に提出すること。
- (2) 財産形成貯蓄の解約・払戻請求書(転職等による移管用)(様式第6号)を採用前に契約していた金融機関等に提出すること。
- (3) 財形の種類は変えることができない。

3 特例

- (1) 新たに教職員となった者の財形貯蓄の継続の申込みによる第1回の積立金の入金の日まで、当該財形貯蓄の積立ては中断されていたものとする。
- (2) 埼玉県職員財産形成貯蓄制度に加入している職員は、1の規定による申込手続きを行うことなく、継続することができる。

4 留意点

継続申込書、転職者等の財産形成非課税年金(住宅)貯蓄継続適用申告書、財産形成貯蓄の解約・払戻請求書(転職等による移管用)の作成上の留意点については、第2の9の(1)の規定を準用する。

ただし、財産形成貯蓄の解約・払戻請求書(転職等による移管用)については、所定欄に所属長印を押印するものとする。(4か所)

第4 転職等の財形貯蓄の継続

1 転職等にかかる手続き

加入者は退職したとき、組合専従者となったとき又は下記の機関へ出向したときは、速やかに退職等に関する通知書(様式第4号)を取扱金融機関に提出しなければならない。

- (1) 市立高等学校(川口市立高等学校定時制を除く。)
- (2) 市町村教育委員会事務局
- (3) 公益財団法人埼玉県学校給食会
- (4) 公益財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- (5) さいたま市立小・中・特別支援学校

2 埼玉県職員財産形成貯蓄制度を取り扱う部局への出向

埼玉県職員財産形成貯蓄制度を取り扱う部局(以下「知事部局」という。)へ出向したときは、退職等に関する通知書を提出することなく、財形貯蓄を継続するこ

とができる。

3 留意点

福利課長は、加入者が知事部局へ出向したときは速やかに取扱金融機関へ異動通知書を送付しなければならない。

退職等に関する通知書の作成上の留意点については第2の9の(1)の規定を準用する。ただし、所属長印を所定欄に押印するものとする。(4か所)

第5 控除計算及び預入手続き

1 控除関係帳票の取扱い

福利課長は、総幹事金融機関が控除予定データにより作成する次の帳票を控除する月の7日(期末勤勉手当については6月17日及び11月26日)までに受領するものとする。

ア 控除予定内容確認表

イ 総加入者控除予定明細表

2 金融機関への払出手続き

教職員課長は、毎月の給料及び期末勤勉手当の支給日に、財形貯蓄積立金を総幹事金融機関に対して払い出す手続きを行うものとする。

3 控除不能の処理

福利課長は、総加入者控除不能明細表を取扱金融機関へ送付するものとする。

第6 控除金の返納

1 返納通知

福利課長は、電子計算組織による給与計算後に加入者の給与を県に返納しなければならない事態が生じたときは、総幹事金融機関及び取扱金融機関へ通知しなければならない。

2 返納処理

総幹事金融機関は、前号の規定による通知を受けたときは、加入者の財形貯蓄に係る金銭の取扱金融機関への払込みを中止し、給与支給日に教職員課長に返納しなければならない。

第7 書類の保存期限

書類の保存期限は、別表2のとおりとする。

別表 1

業 態	幹事金融機関
普通銀行等	株式会社埼玉りそな銀行
信託銀行	三井住友信託銀行株式会社
証券会社	S M B C 日興証券株式会社
生命保険会社	第一生命保険株式会社
損害保険会社	三井住友海上火災保険株式会社

別表 2

書 類 名	保存義務者	保存年限
・ 申込書 ・ 指定・変更届 ・ 継続申込書等 ・ 預替え継続申込書	福利課長	加入者の退職又は解約のどちらか早い方まで現年度扱いとして保存し、その後は移替えし、5年間保存する。
・ 解約・払出請求書 ・ 退職等に関する通知書 ・ 財産形成貯蓄の解約払戻請求書 (転職等による移管用) ・ 転職者等の財産形成非課税（住宅・年金） 貯蓄継続適用申告書 ・ 財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書 ・ 財産形成年金貯蓄者の退職等申告書 ・ 海外転勤者の財産形成非課税（住宅・年金） ・ 育休申告書	福利課長	処理後 5 年
・ 控除予定内容確認表 ・ 総加入者控除予定明細表 ・ 財形異動明細表 ・ 総加入者残高明細表 ・ 財形金融機関別統計表 ・ 総合振込明細表 ・ 財形所属別統計表	福利課長	処理後 6 か月

※ 福利課長は福利課控、所属長は所属長控の保存義務者とする。

財形貯蓄申込書等の記載例(教)

新規申込み記載例(一般財形)

〈注意〉数種類の財形を申し込まれる場合は、それぞれ別用紙を使用してください。
訂正する場合は2条線で抹消しお届け印を押印してください。

申込日を記入してください。

給与管理システムで
使用している所属所
コード印・氏名コード
印を使用してくだ
さい。
1及び3から5枚目
までもれなく押して
ください。

お届け印と同じ印を1
枚目に押してください。

住所は自宅の住所を
記入してください。

希望する金額を記入
してください。ただし
千円の整数倍です。
期末・勤勉手当のみ
での積立はできませ
ん。
期末勤勉手当を積立
ない場合は金額欄を
「0(ゼロ)」として
ください。

埼玉県教育委員会
福祉課長殿

埼玉県財産形成住宅貯蓄申込書(教)

令和XX年07月05日

金融機関用
様式1号

加入者
↓
取扱金融機関

1. 私は裏面記載の事項を承認のうえ 一般 財形貯蓄を申込みます。(一般、住宅、年金のいずれかを記入する)

2. 氏名、住所、お届け印、所属所等(ゴム印は4カ所必要です)

所属所・所属所コード
(ゴム印使用) XXXXX 学校 XXXXX

氏名・職員番号
(ゴム印使用) 埼玉太郎 009383

お届け印 埼玉

カナ氏名 サイタマ タロウ

性別 (男) 2 女 生年月日 令和XX年01月27日

カナ住所 サイタマシオオミヤク

郵便番号 330-0000 連絡先 048-647-0000

住所 さいたま市大宮区1-1-1

所属所 電話番号 048-824-0001

3. 希望の金融機関

右枠の中から一つ金融機関を選んで下記に記入してください。

〇〇銀行

貯蓄の種類	取扱金融機関名	貯蓄の種類	取扱金融機関名
期日指定定期預金	埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、中央労働金庫、埼玉県信用農業協同組合連合会、埼玉信用金庫	財形定期預金	新生銀行
金銭信託	三井住友信託銀行、みずほ信託銀行、三菱UFJ信託銀行	財形積立保険	第一生命、日本生命、明治安田生命、朝日生命、住友生命、大塚生命
株式投資	SMBC日興証券、野村證券、大和証券	財形貯蓄傷害保険	三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保、損害保険ジャパン日本興亜

4. 積立金額、積立期間、年金受取期間等(1.で選んだ一般財形、住宅財形、年金財形のいずれかについて、数字または〇印で記入して下さい)

一般財形			住宅財形			年金財形(積立期間5年以上)		
積立開始日	積立額	積立期間	積立開始日	積立額	積立期間	積立開始日	積立額	積立期間
令和XX年09月	10千円	3年以上						
期末勤勉手当	6月 100千円 12月 200千円							

証券会社で株式投資信託を希望する場合は、下記の1または2のいずれかに〇印をつけて下さい。

1 株式投資信託30
2 株式投資信託60

※証券会社への申込みの場合のみ記入してください。

※個人番号

☆記入方法等☆

- 住所は市、郡以降からご記入ください。
- 年金財形の受取開始日は60歳以降の月を記入してください。
- 住宅財形・年金財形を申し込む場合は非課税申告書の氏名、住所、個人番号、お届け印も忘れなく。ただし、一般財形の場合は申告書の記入不要です。
- 非課税最高限度額は住宅財形と年金財形合わせて550万円以下になるように記入してください。
- 記入後は、本人控と所属長控を取り外し、御加入の金融機関へ提出ください。

財務署長殿 財産形成非課税住宅貯蓄申告書

令和 年 月 日

フリガナ 氏名 住所

氏名 住所

下の財産形成住宅貯蓄につき租税特別措置法第4条の2第1項、財産形成年金貯蓄につき租税特別措置法第4条の3第1項の規定の適用を受けたいので、この旨を申告します。

区分	受入機関の営業所等	最高限度額	種別
非課税扱いの申告をする最高限度額	所在地 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号	0000	預貯金 合同運用信託 有価証券 生命保険の保険料 損害保険の保険料
※すでに非課税扱いの申告をしている最高限度額	所在地 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号	0000	

勤務先の名称 埼玉県(埼玉県教育委員会)

所在地 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

資金の支払者 埼玉県

個人番号 1000020110001

※欄に記載した事項は事実と相違ありません。 令和 年 月 日

お届け印(口座開設印)
は、1及び3から5枚目
までもれなく押印して
ください。

住宅財形・年金財形欄
は何も記入しないで
ください。

一般財形の場合は記入
は不要となります。

新規申込み記載例(年金財形)

【注意】数種類の財形を申し込まれる場合は、それぞれ別用紙を使用してください。
訂正する場合は2条線で抹消しお届け印を押印してください。

申込日を記入してください。

給与管理システムで使用する所属所コード印・氏名コード印を使用してください。
1及び3から5枚目までもれなく押してください。

お届け印と同じ印を1枚目に押してください。

住所は自宅の住所を記入してください。

希望する金額を記入してください。ただし千円の整数倍です。
期末・勤勉手当のみでの積立はできません。
期末勤勉手当を積立しない場合は金額欄を「0(ゼロ)」としてください。

年金財形の申込みをする場合は、上段を抹消してください。

記入不要です。

上記申込書で記入した金融機関名を記入してください。

同時に住宅財形に加入する場合は、その金融機関名と限度額を記入してください。今回申込み(年金財形)の限度額と合わせて550万円を超えることはできません。

今回新規に始める年金財形の限度額を決めて記入してください。
この額を超えて積立はできません。
550万円以下の金額を記入してください。
(生命保険、損害保険商品は385万円以下の金額を記入してください)

お届け印(口座開設印)は、1及び3から5枚目までもれなく押印してください。

一般財形・住宅財形欄は何も記入しないでください。

最終積立日は、55歳以上となる年月で、かつ積立期間が5年以上になるよう記入してください。

60歳以上となる年月を記入してください。
生保の場合は年齢を記入してください。
(注)最終積立日から受取開始日までの期間は5年以内であること。

受取方法、受取期間欄の申込内容に○印で囲んでください。

申込日と同じ日を記入してください。

上記申込書と同じ印を1から5枚目までもれなく押印してください。

預貯金 埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、信用金庫、信用組合、信用基金
合同運用信託 各信託銀行
有価証券 各証券会社
生命保険 各生命保険会社
損害保険 各損害保険会社

上記の区分により該当種別欄を○で囲んでください。

埼玉県教育委員会 福祉課長 殿

埼玉県財産形成貯蓄申込書(教)

令和XX年07月05日

金融機関用 様式1号

加入者 取扱い金融機関

1. 私は裏面記載の事項を承認のうえ 年金 財形貯蓄を申込みます。(一般、住宅、年金のいずれかを記入する)

2. 氏名、住所、お届け印、所属所等(ご印は4カ所必要です)

所属所・所属所コード(ご印使用) XXXXX 学校

氏名・職員番号(ご印使用) 埼玉太郎 00-9383

お届け印 埼玉

カナ氏名 サイトマ タロウ

性別 (男) 2. 女 生年月日 昭和XX年01月27日

カナ住所 サイトマシオオミヤク

郵便番号 330-0000 連絡先 048-647-0000

住所 さいたま市大宮区1-1-1

所属所 電話番号 048-824-0001

3. 希望の金融機関

右枠の中から一つ金融機関を選んで下記に記入してください。

〇〇銀行

貯蓄の種類 取扱い金融機関名 貯蓄の種類 取扱い金融機関名

期日指定 埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、中央労働金庫、 期日指定 新生銀行

定期預金 埼玉県信用農業協同組合連合会、埼玉信用金庫 定期預金 第一生命、日本生命、明治生命、朝日生命、住友生命、大和生命

金融信託 三井住友信託銀行、みずほ信託銀行、 金融信託 三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保、損害保険ジャパン日本興亜

三井住友信託銀行、三井住友FJ信託銀行

株式投資 SMBC日興証券、野村證券、大和証券

4. 積立金額、積立期間、年金受取期間等(1で通んだ一般財形、住宅財形、年金財形の内の、一つだけについて、数字または○印で記入して下さい)

一般財形 住宅財形 年金財形(積立期間は5年以上)

積立開始日 令和XX年09月 積立開始日 令和XX年03月 積立開始日 令和XX年03月

積立額 給料 千円 積立額 給料 千円 積立額 給料 千円

期末勤 6月 千円 期末勤 6月 千円 期末勤 6月 千円

手当 12月 千円 手当 12月 千円 手当 12月 千円

証券会社に株式投資信託を希望する場合は、下記の1または2のいずれかに○印をつけて下さい。

1 株式投資信託50 2 株式投資信託50

※証券会社に申込みの場合は記入してください。

※個人番号

☆記入方法等☆

1. 住所は市、郡以降から記入してください。

2. 年金財形の受取開始日は60歳以降の月を記入してください。

3. 住宅財形・年金財形を申し込む場合は非課税申告書の氏名、住所、個人番号、お届け印もお忘れなく。ただし、一般財形の場合は申告書の記入不要です。

4. 非課税最高限度額は住宅財形と年金財形合わせて550万円以下になるよう記入してください。

5. 記入後は、本人控と所属長控を取り外し、御加入の金融機関へ提出ください。

税務署長殿 財産形成非課税住宅貯蓄申告書 令和XX年7月5日

フリガナ サイトマ タロウ 個人番号 123456789012

氏名 埼玉太郎 住所 さいたま市大宮区1-1-1

お届け印 埼玉

下の財産形成住宅貯蓄につき租税特別措置法第4条の2第1項の規定の適用を受けたいので、この旨を申告します。

区分 受入機関の営業所等 最高限度額 種別

非課税扱いの所在地 〇〇銀行 2000000 預貯金

名称 〇〇銀行

法人番号

※すでに非課税扱いの申告している最高限度額

名称 △△銀行 3000000 預貯金

所在地 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

勤務先 埼玉県(埼玉県教育委員会)

所在地 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

貴金の支払者 埼玉 県

1000020110001

※欄に記載した事項は事実と相違ありません。 令和 年 月 日

公印

〔注意〕 一般・住宅・年金財形ごとにそれぞれ別用紙を使用してください。
 期末勤勉手当を中止する場合は、金額欄に「0(ゼロ)」を必ず記入してください。
 訂正する場合は2条線で抹消しお届け印を押印してください。

届出日を記入
してください。

上記の区分により該当種別欄を○で囲んでください。

所属長は内容を点検確認の上、1及び3から5枚目に所属長印（公印）を押印してください。

-28-

様式3号 解約・払出の記載例(一般・住宅・年金)

注意事項

- 一般・住宅・年金財形ごとにそれぞれ別紙を使用してください。
- お届け印及び勤務先の長の印は、1～4枚目までもれなく押印してください。
- 所属名・所属所コード印及び氏名・職員番号印は、1～4枚目までもれなく押印してください。

届け印と同じ印を1、3、4枚目にもれなく押印する。

該当する字句を○で囲む。

請求日を記入する。

埼玉県教育委員会 福祉課長 殿

埼玉県財産形成住宅貯蓄解約・払出請求書 (教)

令和××年04月10日

加入者 埼玉 太郎

所属名・所属所コード (ゴム印使用) ×××××学校 ×××××

氏名・職員番号 (ゴム印使用) 埼玉 太郎 009383

カナ住所 サイタマシオオミヤク

住所 さいたま市大宮区1-1-1

性別 男 2. 女 生年月日 昭和××年01月27日

郵便番号 330-0000 連絡先 048-824-2222

所属所電話番号 048-647-0000

給与管理システムで使用する所属名・所属所コード印、氏名・職員番号印を使用する。ゴム印の発行がない職員の場合は、手書きで記入する。

下記の財産形成貯蓄の解約・払出を請求いたします。

取扱金融機関名	財産貯蓄の種類(該当に○)	財産貯蓄の口座番号(証券番号・契約番号) ※証券会社の場合は、口座番号は不要です。
〇〇銀行	○一般財形 1. 住宅財形 9. 年金財形	1 2 3 4 5 6 7

解約・払出金の振込指定口座(該当に○をつけてください)

〇〇	銀行	〇〇	支店	預金種目	〇	当座	2. 普通	9. その他	口座番号
									7 6 5 3 2 1

1. 一般財形の場合(該当に○をつけてください)

一部払出の場合		全額払出の場合	
A. 請求金額	100,000 円	B. 口座を強し、全額を払出してください。 ・この場合積立は継続されます。 ・損害保険の場合金額払出しは解約となりますのでBはできません。	C. 口座を解約して全額を払出してください。

2. 住宅財形の場合 住宅取得目的の一部払出・解約の場合、住宅取得を証する書類の提出が必要です。(該当に○をつけてください)

A. 住宅取得目的の一部払出	B. 住宅取得目的の解約	C. 目的外の払出
住宅取得費用に充てるため、つぎの金額(積立残高の90%以内)を払出してください。	住宅取得費用に充てるため、口座を解約し、全額を払出してください。	つぎの理由により口座を解約し、全額を払出してください。 1. 重度障害 2. 死亡 3. その他理由()
請求金額 90,000 円		

3. 年金財形の場合

次の理由により口座を解約して全額払出してください。(該当に○をつけてください)

1. 重度障害	2. 死亡	3. その他理由()

住所は郡、市以降から記入する。

一般財形に係る場合のみ記入する。

住宅財形に係る場合のみ記入する。

年金財形に係る場合のみ記入する。

限度額内(積立残高の90%以内)の金額を記入してください。

住宅財形の場合で住宅取得目的の解約及び目的外の払出欄に○をつけたもの並びに年金財形の解約の場合のみ記入する。

財務局長 財産形成非課税住宅年金貯蓄廃止申告書

令和××年4月10日

フリガナ サイタマ 太郎

氏名 埼玉 太郎

住所 さいたま市大宮区1-1-1

下の財産形成住宅貯蓄につき租税特別措置法第4条の2第1項(減額率等)の適用を受ける。財産形成住宅貯蓄につき租税特別措置法第4条の3第1項(減額率等)の適用を受ける。この旨を申告する。

区分	受入機関の営業所等	所在地	最高限度額	種別
1	〇〇銀行	さいたま市大宮区高砂3丁目1番1号	300,000 円	一般財形
2	〇〇銀行	さいたま市大宮区高砂3丁目15番1号		住宅財形
3				年金財形

この申告書に添付した資金の受取者の住所番号 1 0 0 0 0 2 0 1 1 0 0 0 1

いずれか一方を抹消する。

種別の欄は、以下の区分により該当種別を○で囲む。

預貯金	埼玉りそな銀行、武蔵、新生銀行、県信連、信金、労金
合同運用信託	各信託銀行
有価証券	各証券会社
生命保険	各生命保険会社
損害保険	各損害保険会社

限度額の変更をした場合は変更後の金額を記入する。

様式4号 財産形成貯蓄の退職等に関する通知書

- (1) 4号様式は、退職・出向により、埼玉県から給料が支給されなくなった場合に、退職・出向する前の所属長が作成し、取扱金融機関へ提出するものです。例としては、市立高等学校(川口市立高等学校定時制を除く)、市町村教育委員会事務局などが考えられます。ただし、知事部局への出向の場合は、提出する必要はありません。
- (2) この様式の提出によって、退職・出向(不適格事由発生日)を確定するとともに、出向・派遣先で加入者が財形貯蓄を継続する場合に必要なものです。
- (3) 数種類の財形貯蓄に加入している場合は、財形貯蓄の種類ごとに作成してください。

記 入 例

様式4号

口座(証券)No.

(財形貯蓄取扱金融機関)

☆この通知書は、「再就職する(再任用職員として採用される場合を除く)」
「再就職しない」にかかわらず、財形貯蓄の種類(一般・住宅・年金)ごとに作成し、金融機関に提出してください。

金融機関用

令和 × × 年 4 月 1 日 (申告日を記入)

財産形成貯蓄の退職等に関する通知書(教)

財形の種類に○をつける。

所属所長名を記入の上、公印を押印する。

所属所長の印

所在地 **さいたま市浦和区高砂3-15-1**

勤務先 名称 **教育局教育総務部福利課**

代表者 **福利課長 浦和 一郎**

〇〇銀行 殿

当県教育委員会の従業員に次のとおり異動が生じたので、租税特別措置法施行令の規定等により通知します。

財形貯蓄の種類		1. 一般財形	2. 財形住宅	3. 財形年金
貯蓄者	フリガナ	サイ タマ タ ロウ		
	氏 名	埼 玉 太 郎		
理 由 の 内 容	住 所	さいたま市大宮区1-1-1		
	理由の内容	一般勤労者 退職 転勤、出向、海外転勤、役員昇格、その他()		
理由の生じた日	海外転勤者	退職、役員昇格、賃金国内払中止、5年経過		
	国内勤務申告書不提出、その他()			
理由の生じた日		令和 × × 年 3 月 31 日		
(その他)				

(注) 1. 「財形貯蓄の種類」および「理由の内容」欄には、該当項目に○を付す。

(注) 2. 「理由の生じた日」欄には、転職、出向または転勤の場合には、それぞれ次の年月日を記載する。

①転職の場合…退職した日 ②出向の場合…新勤務先に勤務した日 ③転勤の場合…新転勤先に勤務した日

(注)解約する場合は、様式4号の提出は不要です。

様式6号 財産形成貯蓄の解約・払戻請求書(転職等による移管用)

- (1) 6号様式は、旧財産形成貯蓄を継続する場合に5号様式と一緒に提出する書類です。
(この書類は、旧財形の預金等を新財形の取扱金融機関へ移管するためのものです。)
- (2) 埼玉県教育委員会で継続する新財形の取扱金融機関が同じ場合は不要です。

記入例

旧取扱金融機関名を
記入する。

様式6号

財産形成貯蓄の解約・払戻請求書(転職等による移管用) (金融機関用)

(旧財産形成貯蓄取扱金融機関)

教

〇〇銀行 御中

請求日を記入する。

転職等に基づき、下記の財産形成貯蓄を新財形取扱機関へ移管したいので、その全部を解約して払戻金を同封の「財産形成貯蓄の継続措置のための移管依頼書」により指定された口座等へ払込んでください。

(旧財形取扱機関宛の届出住所)

令和××年 4 月 10 日

(旧財形取扱機関
宛の届出印)

(氏 名)

埼玉 太郎



新事業主確認印

財産貯蓄の種類	証書番号	口座番号	契約番号
年金	1234567		

公印

旧財産形成貯蓄の種類・口座番号等を記入する。

1～4枚目まで
所属長印(公印)を
押印する。

様式7号 転職者等の財産形成 住宅 年金 貯蓄継続適用申告書

(1) 7号様式は、住宅・年金財形を継続する場合に5号様式、6号様式と一緒に提出するものです。

(2) 一般財形を継続する場合は不要です。

記入例

様式7号 転職者等の財産形成非課税 住宅 年金 貯蓄継続適用申告書 (教)

税務署長 殿 令和××年 4 月 10 日

フリガナ さいたま たろう (金融機関) 埼玉

氏名 埼玉 太郎

住所 さいたま市大宮区1-1-1

新契約の締結年月日 令和××年×月×日 新契約日の貯蓄現在高 円

最高限度額 3,500,000 円 引継金額 円

下記の財産形成住宅貯蓄につき引き続き租税特別措置法第4条の2第1項の規定の適用を受けたいので、この旨申告します。
財産形成年金貯蓄につき引き続き租税特別措置法第4条の3第1項の規定の適用を受けたいので、この旨申告します。

異動事項	異動前 (移管前)	異動後 (移管後)
異動年月日	令和××年×月×日	令和××年×月×日
種別	預貯金	生命保
受入機関の営業所等	所在地 <u>千代田区大手町1-1-1</u> 名称 <u>〇〇銀行 〇〇支店</u> 法人番号	所在地 <u>さいたま市浦和区高砂1-1-1</u> 名称 <u>〇〇生命 〇〇支店</u> 法人番号
勤務先	所在地 <u>東京都新宿区西新宿2-8-1</u> 名称 <u>東京都教育委員会</u> 法人番号	所在地 <u>さいたま市浦和区高砂3-15-1</u> 名称 <u>埼玉県(埼玉県教育委員会)</u> 法人番号
資金の支払者	所在地 <u>東京都新宿区西新宿2-8-1</u> 名称 <u>東京都教育委員会</u> 法人番号 <u>1111111111111111</u>	所在地 <u>さいたま市浦和区高砂3-15-1</u> 名称 <u>埼玉県</u> 法人番号 <u>11000020110001</u>
備考	財形年金非課税限度額 <u>3,500,000</u> 円	財形住宅非課税限度額 <u>1,500,000</u> 円

異動年月日の欄は記入不要。

種別の欄は、以下の区分によって記入する。

新財形の取扱金融機関名を記入する。

預貯金	埼玉りそな銀行、武蔵、新生銀行、県信連、信金、労金
合同運用信託	各信託銀行
有価証券	各証券会社
生命保険	各生命保険会社
損害保険	各損害保険会社

備考欄は、継続後の財形貯蓄の非課税限度額を記入する。

この欄の異動前のところには、旧財形貯蓄に係る取扱金融機関名、旧勤務先等を記入する。

様式8号 財産形成年金貯蓄者の非課税適用確認申告書

- (1) 8号様式は、年金財形の積立期間の末日から2か月以内に取扱金融機関へ提出するものです。
- (2) 2か月以内に提出されないと、提出期限後の翌日に「財形非課税年金貯蓄廃止申告書」が提出されたものとされ、その後に支払われる利子等が課税扱いとなります。
- (3) 積立期間の末日とは、財産形成年金貯蓄の加入時に決めた最終積立年月日のことです。(予定より早く退職するなど、最終積立期間年月日を変更する場合は、2号様式で変更届を提出する必要があります。)
- (4) 積立期間の末日を迎えると、取扱金融機関から8号様式の提出について案内がありますので、それに従って作成します。

記入例

様式 8 号

財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書(金融機関用) (教)

税務署長殿 令和××年 5 月 15 日

申告日を記入する。

フリガナ	サイタマ タロウ		
氏 名	埼玉 太郎		
住 所	さいたま市大宮区1-1-1	(生年月日) 昭和 平成 ××年 1 月 27 日	埼玉

財産形成年金貯蓄につき、下記事項を申告します。

種 別	預貯金	最 高 限 度 額	5,000,000 円	
積立期間の末日	令和××年 4 月 21 日	積立期間の末日の現在高	記入不要	
※年金支払開始日	令和××年 5 月 10 日	年 金 の 額		
※年金支払期間	10年	(摘要)		
※年金支払時期	毎年1,4,7,10月			

勤 務 先	所在地 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 名 称 埼玉県(埼玉県教育委員会)	
賃金の支払者	所在地 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 名 称 埼 玉 県	
	法人番号 1 0 0 0 0 2 0 1 1 0 0 0 1	
受入機関の 営業所等	所在地 さいたま市浦和区高砂2丁目2番2号 名 称 法人番号	
	記入不要	

(その他) ※欄に記載された事項は、契約に定められている事項と相違ありません。

受入機関の
受理日付印

年 月 日

1/5

預貯金	埼玉りそな銀行、武蔵、 新生銀行、県信連、 信金、労金
合同運用信託	各信託銀行
有価証券	各証券会社
生命保険	各生命保険会社
損害保険	各損害保険会社

種別の欄は、下記の区分
によって記入する。

既に申告してある非課税限
度額を記入する。

最終積立年月日を記入する。

取扱金融機関名を記入をする。

様式9号 財産形成年金貯蓄者の退職等申告書

- (1) 9号様式は、積立期間満了後、退職・転職等の理由が発生した場合に速やかに取扱金融機関へ提出するものです。
- (2) 9号様式提出時には、既に様式8号が提出されていなければなりません。

記入例

財産形成年金貯蓄者の退職等申告書(金融機関用) (教)

様式9号

税務署長殿 令和××年 3 月 31 日

フリガナ	サイタマ タロウ	埼玉 印
氏 名	埼玉 太郎	
住 所	さいたま市大宮区1-1-1	

退職、転任その他の理由により、租税特別措置法施行令第2条の32第2項に規定する不適格事由に該当することとなったので、この旨申告します。

種 別	預貯金	確認申告書の提出年月日	令和××年 5 月 15 日
積立期間の末日	令和××年 4 月 21 日	年金支払開始日	令和××年 5 月 10 日
不適格事由該当年月日	令和××年 3 月 31 日	不適格事由の内容	退職

勤 務 先	所在地	さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号	受入機関の 受理日付印
	名 称	埼玉県(埼玉県教育委員会)	
賃金の支払者	所在地	さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号	
	名 称	埼 玉 県	
受入機関の 営業所等	所在地	さいたま市浦和区高砂2丁目2番2号	
	名 称	〇〇銀行 〇〇支店	
	法人番号	記入不要	

申告日を記入する。

種別の欄は、以下の
区分によって記入す
る。

預貯金	埼玉りそな銀行、武蔵、 新生銀行、県信連、 信金、労金
合同運用信託	各信託銀行
有価証券	各証券会社
生命保険	各生命保険会社
損害保険	各損害保険会社

様式8号の提出年
月日を記入する。

最終積立年月日を記入する。

取扱金融機関名を記
入する。

退職、転職等の発生年月日
を記入する。

様式10号 海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書(国内勤務申告書)
海外転勤者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書(特別国内勤務申告書)

- (1) 10号様式は、住宅財形及び年金財形の加入者が1年を超えて海外勤務となる場合、海外転勤から帰国する場合に、引き続き非課税扱いを受けようとするときに取扱金融機関へ提出するものです。
- (2) 海外勤務となる場合には、海外転勤者の財産形成非課税住宅(年金)貯蓄継続適用申告書は、出国日の属する月の前々月の末日までに、取扱金融機関へ提出してください。
- (3) 海外勤務から帰国した場合には、住宅財形については海外転勤者の国内勤務申告書を、年金財形については海外転勤者の特別国内勤務申告書を国内勤務となった日の属する月の翌月の末日までに取扱金融機関へ提出してください。
- (4) 1年以内に帰国する場合は海外勤務に該当しないので提出する必要はありません。

記入例

該当する字句を○で囲み、必要のないものを抹消する。
この場合は、住宅財形の加入者が海外転勤するものです。

海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書(国内勤務申告書)

様式10号
(金融機関用)

~~海外転勤者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書(特別国内勤務申告書)~~

令和××年2月25日

税務署長殿

ふりがな氏名	さいたま たらう 埼玉 太郎	〒印
住所	さいたま市大宮区1-1-1	
出国時ふりがな氏名	さいたま たらう 埼玉 太郎	
住所	さいたま市大宮区1-1-1	

下記の財産形成住宅貯蓄につき引き続き租税特別法第4条の2第1項の規定の適用を受けたいので、
~~財産形成年金貯蓄につき引き続き租税特別法第4条の3第1項~~
この旨申告します。

必要のないものを抹消する。

継続適用申告	出国年月日	××年4月1日	国内勤務の申告	国内勤務開始年月日	年月日
受入機関の営業所等	所在地	さいたま市浦和区高砂2丁目2番2号	種別	種別	
出国時の勤務先	名称	〇〇銀行 〇〇支店	種別	種別	
出国時の賃金支払者	所在地	さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号	種別	種別	
(その他)	名称	埼玉県教育委員会	種別	種別	
	所在地	さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号	種別	種別	
	名称	埼玉県	種別	種別	

種別の欄は、右の区分によって記入する。

預貯金	埼玉りそな銀行、武蔵、新生銀行、県信連、信金、労金
合同運用信託	各信託銀行
有価証券	各証券会社
生命保険	各生命保険会社
損害保険	各損害保険会社

取扱金融機関名を記入する。

様式11号 埼玉県財産形成貯蓄の預替え継続申込書 (兼解約・預替え依頼書)

- (1) 11号様式は、一般財形貯蓄に3年以上の期間加入しており、3年以内に預替えをしていない場合に、他の金融機関へ移管するために福利課へ提出するものです。併せて申込書(様式1号)を提出してください。
- (2) 商品によっては、解約手数料がかかるものであること。中途解約利率が適用される場合があること。新しい金融機関へ預替えるための送金手数料がかかるものであること等について注意してください。
- (3) 新契約金融機関に移管されるまでに2か月程度かかります。

記入例

本人控

様式11号

令和××年 1 月 10 日

埼玉県財産形成貯蓄の預替え継続申込書 (兼 解約・預替え依頼書) ⑧

新財形貯蓄取扱機関名

〇〇生命 御中

旧財形貯蓄取扱機関名

〇〇銀行 御中

埼玉県教育委員会 福利課長 殿

勤労者
(本人)

住 所 さいたま市浦和区高砂3-15-1

氏名・職員番号 埼玉 太郎
(ゴム印使用) 009383

勤務先 所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

電 話 048-830-6706

名 称 埼玉県(埼玉県教育委員会)

(所属名・所属所コード ××××学校
(ゴム印使用) ×××××)

お届け印



預替え要件確認

福利課長の印

私は、勤労者財産形成促進法第6条の規定により、下記の旧財形貯蓄取扱機関における財形貯蓄を解約し、その解約金(振込手数料が解約金から控除される場合には控除後の金額)を下記の新財形貯蓄取扱機関に払込むとともに、払込んだ金銭を財形貯蓄として取扱うよう申込みます。

旧財形貯蓄取扱機関	新財形貯蓄取扱機関
所在地 さいたま市浦和区高砂 1-1-1	所在地 さいたま市浦和区高砂2丁目2番2号
電話 000-000-0000	電話 ×××-×××-×××××
取扱機関・店舗名 〇〇銀行 〇〇支店	取扱機関・店舗名
種目 一般財形	種目 一般財形
口座番号 1234567	財形の種類は変更できません。
事業主番号 〇△□	
契約者(社員)番号 009383	

お手元の残高通知書等を確認の上、記入してください。

(太枠内のみご記入ください。)

お願い

- ・「本人控」は切離さず福利課に提出してください。
- ・「契約の証」(発行されている場合) および埼玉県財産形成貯蓄申込書⑧(様式1号)をこの申込書とともに福利課に提出してください。
- ・「預替え要件確認印」及び「勤務先確認印」は福利課で押印します。

記入方法等

- ・ゴム印は10か所、お届け印は5か所必要です。
- ・印鑑を紛失した場合は、本書の届け出の前に契約金融機関への届け出が必要です。
- ・財形貯蓄取扱機関の所在地、電話、取扱機関・店舗名につきましては、各取扱機関に確認の上、ご記入ください。
- ・口座番号、事業主番号、契約者(社員)番号はお手元の残高通知書等でご確認ください。

様式12号 育児休業等をする者の財産形成非課税住宅(年金)貯蓄 継続適用申告書兼育児休業等期間変更申告書

- (1) 12号様式は、育児休業等(子が3歳に達するまで)を取得者が育児休業等の開始日までに契約している取扱金融機関に提出するものです。なお産休開始時には原則、育休申告書を提出することができません。
- (2) 育休期間に変更が生じた場合、当初の育児休業の終了日又は変更後の終了日いずれか早い日までに、取扱金融機関に提出します。
- (3) 数種類の財形貯蓄に加入している場合は、財形貯蓄の種類ごとに作成してください。

記入例

様式12号

(金融機関用)

~~育児休業等をする者の財産形成非課税住宅(年金)貯蓄継続適用申告書~~
~~育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書~~
~~育児休業等期間変更申告書~~

該当する字句を○で囲み、必要のないものを抹消する。

税務署長殿

令和××年 4 月 1 日

所 属 名	××××学校			埼玉
フリガナ	サイタマ タロウ			
氏 名	埼玉 太郎	職員番号	009383	
フリガナ	サイタマシオオミヤク			
住 所	さいたま市大宮区1-1-1			

~~財産形成住宅貯蓄につき引き続き租税特別措置法第4条の2第1項の規定の適用を受けたいので、~~
~~下記の 財産形成年金貯蓄につき引き続き租税特別措置法第4条の3第1項の規定の適用を受けたいので、~~
~~育児休業等の期間を変更したいので、~~
この旨申告します。

必要のないものを抹消する。

育 児 休 業 等	期 間		変更後の期間	
	××年 4 月 1 日から××年 3 月 31 日まで		年 月 日から 年 月 日まで	
子 の 氏 名	埼玉 子太郎		子の生年月日 (出生予定年月日)	××年 2 月 3 日生
種 別	預貯金			
受入機関の営業所等	所在地	さいたま市浦和区高砂2-2-2	名 称	〇〇銀行 〇〇支店
	法人番号	記入不要		
休業前の勤務先	所在地	さいたま市浦和区高砂3-15-1	名 称	埼玉県(埼玉県教育委員会)
休業前の賃金の支払者	所在地	さいたま市浦和区高砂3-15-1	名 称	埼玉県
	法人番号	1 0 0 0 0 2 0 1 1 0 0 0		
(そ の 他)	中断: ××年 4 月		再開: ××年 4 月	

取扱金融機関名を記入する。

中断年月、再開年月を記入する。(注1)

種別の欄は、以下の区分によって記入する。

預貯金	埼玉りそな銀行、武銀、 新生銀行、県信連、 信金、労金
合同運用信託	各信託銀行
有価証券	各証券会社
生命保険	各生命保険会社
損害保険	各損害保険会社

(注1) 【中断年月及び再開年月について】

①中断年月

当月の給与支給日に育児休業中の場合は、その月を記入する。
当月の給与支給日に育児休業中でない場合は、その翌月を記入する。

②再開年月

当月の給与支給日に育児休業中でない場合は、その月を記入する。
当月の給与支給日に育児休業中の場合は、その翌月を記入する。

(例) 育児休業期間が R2. 4. 17~R3. 4. 16 の場合(給与支給日は4月21日)

(1)中断年月・・・令和2年4月

(2)再開年月・・・令和3年4月

留意事項とチェックポイント

事由	書類名(様式)	留意事項	チェックポイント	備考																		
1 新規申込み	埼玉県財産形成貯蓄・住宅貯蓄・年金貯蓄申込書(様式1号)	(1) 申込書の提出は7月10日(土日及び祝日の場合は翌営業日)までに取扱金融機関に提出すること。 (2) 年齢は、年金財形及び住宅財形については申込時現在で満55歳未満であること。 (3) 申込書口数は、一般財形、年金財形、住宅財形それぞれ1口まで。 (4) 財形貯蓄の新規申込みは年1回だけなので、注意すること。 (5) 非課税限度額が次の表に掲げる額以下であること。 <table><tr><td></td><td>種 類</td><td>取扱金融機関等</td><td>非課税限度額</td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">年金財形のみ</td><td>生命保険会社・損害保険会社</td><td>385万円</td></tr><tr><td>その他の取扱金融機関等</td><td>550万円</td></tr><tr><td></td><td>住宅財形のみ</td><td>全取扱金融機関等</td><td>550万円</td></tr><tr><td></td><td>年金財形及び住宅財形</td><td>全取扱金融機関等</td><td>550万円</td></tr></table> (6) 数種類の財形を申し込む場合は、それぞれ別紙とすること。		種 類	取扱金融機関等	非課税限度額		年金財形のみ	生命保険会社・損害保険会社	385万円	その他の取扱金融機関等	550万円		住宅財形のみ	全取扱金融機関等	550万円		年金財形及び住宅財形	全取扱金融機関等	550万円	(1) 申込資格があるか。 (2) 申込口数は正しいか。 (3) 記入もれはないか。記載に誤りはないか。 (4) 所属名・所属所コード、氏名・職員番号(ゴム印使用)はもれなく押さえているか。(1、3～5枚目) (5) 押印もれはないか。(1、3～5枚目) (6) 積立額は記入されているか。 (7) 非課税限度額(住宅・年金財形の合計)を超えていないか。 所属長の手続き (1) 所属長控を保管する。 (2) 加入者が異動した場合は、新所属長に速やかに送付する。 (3) 財産形成非課税住宅(年金)貯蓄申告書の所定欄に<u>特定個人情報の記載等を確認の上</u>、所属長印を押印する。一般財形については、原則所属長印の押印は不要であるが、証券会社へ申込の場合に限り、所属長印を押印する。	・取扱要領第8条関係 ・非課税限度額は年金財形と住宅財形の合計額でオーバーしていないこと。 ・申込書は加入者の退職又は解約のどちらか早い方まで現年度扱いとして保存し、その後は移替えし、5年間保存する。
	種 類	取扱金融機関等	非課税限度額																			
	年金財形のみ	生命保険会社・損害保険会社	385万円																			
		その他の取扱金融機関等	550万円																			
	住宅財形のみ	全取扱金融機関等	550万円																			
	年金財形及び住宅財形	全取扱金融機関等	550万円																			
2 積立額の変更	埼玉県財産形成貯蓄・住宅貯蓄・年金貯蓄指定・変更届(様式2号)	(1) 積立金額の変更は年1回だけである。(毎年7月1日～7月10日) ※土日及び祝日の場合は翌営業日 (2) 「指定・変更内容」欄は「積立金額変更」の欄のみ記入すること。 (3) 積立金額の変更に伴い非課税限度額を変更する場合は、3の②非課税限度額の変更を参照すること。	(1) 記載もれはないか。 (2) 所属名・所属所コード、氏名・職員番号(ゴム印使用)はもれなく押されているか。(1、3～5枚目) (3) 押印もれはないか。(1、3～5枚目) 所属長の手続き (1) 所属長控を保管する。 (2) 加入者が異動した場合は、新所属長に速やかに送付する。	・取扱要領第10条関係																		

事由	書類名(様式)	留意事項	チェックポイント	備考
3 届出事項の変更	埼玉県財産形成貯蓄・住宅貯蓄・年金貯蓄指定・変更届(様式2号)	(1) 数種類の財形貯蓄を契約している場合は、契約している財形貯蓄ごとに別々の用紙に記入し、契約している金融機関へ提出する。 (2) ただし、同一財形貯蓄において、変更事項が数種(住所・氏名、非課税限度額、年金の受け取り方、中断・再開、届出印鑑の変更(紛失を除く)等)に及び場合は同一の用紙に記入する。 (3) なお、紛失による届出印鑑の変更については、上記(2)とは別の用紙で提出する。	(1) 記載もれはないか。 (2) 所属名・所属所コード、氏名・職員番号(ゴム印使用)はもれなく押されているか。(1、3～5枚目) (3) 押印もれはないか。(1、3～5枚目) 所属長の手続き (1) 所属長控を保管する。 (2) 加入者が異動した場合は、新所属長に速やかに送付する。	・取扱要領第14条関係
①住所・氏名の変更	同上	(1) 変更があった場合は速やかに変更届を契約している金融機関へ提出する。 (2) 所属名・所属所コード・氏名・職員番号(ゴム印使用)は変更前のものを記入する。 (3) 「指定・変更内容」欄の「氏名・住所」欄は変更後の内容を記入する。 (4) 財産形成非課税住宅(年金)貯蓄限度額・異動申告書(税務署関係)も記入する。	(1) 記載もれはないか。 (2) 所属名・所属所コード、氏名・職員番号(ゴム印使用)はもれなく押されているか。(1、3～5枚目) (3) 押印もれはないか。(1、3～5枚目) 所属長の手続き (1) 所属長控を保管する。 (2) 加入者が異動した場合は、新所属長に速やかに送付する。 (3) 財産形成非課税住宅(年金)貯蓄非課税限度額変更・異動申告書の所定欄に<u>特定個人情報</u>の記載等を<u>確認の上</u>、所属長印を押印する。	・取扱要領第14条関係 ・指定・変更届は、加入者の退職又は解約のいずれか早い方まで現年度扱いとして保管し、その後は移し替えし5年間保存する。
②非課税限度額の変更	同上	(1) 変更しようとするときは速やかに契約している取扱金融機関へ提出する。 (2) 2の「指定・変更内容」欄は「非課税限度額の変更」欄のみ記入する。 (3) 財産形成非課税住宅(年金)貯蓄限度額・異動申告書(税務署関係)も記入する。		・取扱要領第14条関係

事由	書類名(様式)	留意事項	チェックポイント	備考
③年金財形に係る 積立期間・年金 受取開始日・ 年金受取方法 及び年金受取 期間の変更	埼玉県財産形成貯蓄・ 住宅貯蓄・年金貯蓄指 定・変更届(様式2号)	(1)変更しようとするときは、速やかに変更 届を契約している金融機関へ提出する。 (2)3の年金財形に係る指定・変更届の欄 を記入する。 (3)財産形成非課税住宅(年金)貯蓄限度 額・異動申告書(税務署関係)は記入しない。		・取扱要領第14条関係
④届出印鑑の変更	同上	(1)他の指定・変更届の提出と同様だが、 紛失による変更の場合は、各取扱金融機 関ので手続きによる。	(1)記載もれはないか。 (2)所属名・所属所コード、氏名・職員番号 (ゴム印使用)はもれなく押されているか。 (1、3～5枚目) (3)押印もれはないか。(1、3～5枚目) 所属長の手続き (1)所属長控を保管する。 (2)加入者が異動した場合は、新所属	・取扱要領第14条関係
4 積立の中断・ 再開	同上	(1)上記3の届出事項の変更(紛失による 届出印鑑の変更を除く)と同時に行うとき は、3と同一の用紙に記入する。 (2)中断・再開に該当する欄に○印をする。 中断の場合は該当理由も記入する。 (3)派遣、休職、懲戒及び育児休業等(給 料等が支給されない場合)で中断する場 合及び育休申告書の提出により、届出が あったものと金融機関がみなす場合は指 定・変更届は不要である。 (4)再開は加入者からの申請(再開の変更 届)がない限り自動的に再開されることは ない(育休申告書の提出により、届出があ ったものと金融機関がみなす場合除く)。 2年以上中断(育休申告書を提出した場 合除く)すると課税・解約等になるので注 意する。	(1)記載もれはないか。 (2)所属名・所属所コード、氏名・職員番号 (ゴム印使用)はもれなく押されているか。 (1、3～5枚目) (3)押印もれはないか。(1、3～5枚目) (4)中断の場合、中断理由に該当している か。 (5)再開の場合、2年以上の中断(育休申 告書を提出した場合を除く)とならないか。 (6)2年以上中断すると、給料からの天引 きができません。ただし、口座は残 りますので、下記5の解約の手続きによ り解約してください。 所属長の手続き (1)所属長控を保管する。 (2)加入者が異動した場合は、新所属 長に速やかに送付する。	・取扱要領第11条関係 ・期限を厳守すること。中断・再開 しようとする月の前月の10日まで に契約している金融機関へ提出す ること。 (12月支給の期末勤勉手当からの 場合は、10月31日まで) ・育休申告書の提出により、届出 があったものと金融機関がみなす 場合は指定・変更届は不要。

事由	書類名(様式)	留意事項	チェックポイント	備考
5 解約	埼玉県財産形成貯蓄・住宅貯蓄・年金貯蓄解約・払出請求書(様式3号)	(1)解約しようとする月の25日までに契約している取扱金融機関に提出する。 (11月に解約しようとするときは特例として11月10日までに提出する。) (2)住宅及び年金財形の目的外払出し(重度障害・死亡を除く)は預金等の場合、5年間遡及して課税される。住宅 財形の保険等の場合は利子金額に対して課税され、年金財形は一時所得扱いとなる。 (3)払出しは加入者本人名義の口座以外には振り込めない。 (4)解約口座への振込みは22日から月末(ただし、6月は翌月1日から5日)までの間となる。	(1)記載もれはないか。 (2)所属名・所属所コード、氏名・職員番号(ゴム印使用)はもれなく押されているか。(1～4枚目) (3)押印もれはないか。(1～4枚目) 所属長の手続き (1)所属長控を保管する。 (2)解約請求書控は当該請求のあった財形貯蓄の申込書・変更届と一緒に綴り、5年間保存した後に廃棄する。 (3)財産形成非課税住宅(年金)貯蓄廃止申告書の所定欄に所属長印を押印する。	・取扱要領第12条関係
6 一部払出し	同上	(1)一部払出しをしようとする場合は、契約している取扱金融機関に提出する。 (随時可能) (2)取扱金融機関へ提出後、3営業日後に本人名義の口座に振り込まれる。 (3)年金及び住宅財形の目的外払出しはできない。(解約となる。)	(1)記載もれはないか。 (2)所属名・所属所コード、氏名・職員番号(ゴム印使用)はもれなく押されているか。(1～4枚目) (3)押印もれはないか。(1～4枚目) 所属長の手続き (1)所属長控を保管する。 (2)加入者が異動した場合は、新所属長に速やかに送付する。	・取扱要領第13条関係

事由	書類名(様式)	留意事項	チェックポイント	備考
7 継続の申込み	埼玉県財産形成貯蓄 継続申込書(様式5号) 財産形成貯蓄の解約・ 払戻請求書(様式6号) 転職者等の財産形成 住宅(年金)貯蓄適用 申告書(様式7号)	(1)埼玉県教育委員会に勤務する前の職場 で財形貯蓄に加入していた者が、以前の職 場の財形貯蓄を継続するものである。 (2)申込みは控除・払込みを行おうとする月 の前月10日までに取扱金融機関に提出す る。 (3)様式5号・6号・7号は新たに契約しようと する取扱金融機関に提出する。 (4)今回、加入する金融機関が以前加入し ていた取扱金融機関と同じときは様式6号 は不要である。 (5)一般財形貯蓄の場合は様式7号は不要 である。	(1)前の職場で預入等した日から埼玉県 財形貯蓄での預入等までの期間が2年 を超えていないか。 (2)様式5号・6号・7号は整っているか。 (3)記載もれはないか。 (4)押印もれはないか。 所属長の手続き (1)所属長控を保管する。 (2)加入者が異動した場合は、新所属 長に速やかに送付する。	・取扱要領第19条関係 ・財形の種類の変更は不可 ・旧金融機関がない場合は、金融 機関を変更できる。 ・55歳以上であっても継続の申込 みはできる。
8 退職又は市町村教育委員会 等へ出向した とき	財産形成貯蓄の退職 等に関する通知書 (様式4号)	(1)加入者は、退職・出向等の事由が生じた ときは、速やかに契約している金融機関に 様式4号を提出する。 (出向しても県から給料等が支給され、財 形貯蓄を中断しない場合は、提出する必 要はない。) (2)財形貯蓄は2年以上中断すると、課税 されたり解約しなければならない。 (3)出向先の市町村教育委員会等で財形 貯蓄を行っているときは、移管(継続)する ことができる。 (4)加入者が知事部局へ出向したときは 継続するすることができます。その場合、 様式4号の提出は不要である。	(1)記載事項に誤りはないか。 (2)押印もれはないか。 所属長の手続き (1)所属長控を保管する。 (2)加入者が異動した場合は、新所属 長に速やかに送付する。	・取扱要領第17条関係 ・様式4号は異動前の所属長に控 を提出する。 ・年金財形の場合、事由10の手 続きも必要
9 年金財形の積 立期間が終了	財産形成年金貯蓄の 非課税適用確認申告 書(様式8号)	(1)積立期間が終了したときに契約している 取扱金融機関に提出する。 (2)提出期限は、積立期間満了日の属する 月の翌月の末日まで	(1)記載もれはないか。 (2)押印もれはないか。 所属長の手続き (1)所属長控を保管する。	・取扱要領第22条関係

事由	書類名(様式)	留意事項	チェックポイント	備考
10 年金財形加入者が退職	財産形成年金貯蓄者の退職等申告書(様式9号)	(1) 積立期間が終了した加入者が退職したときに契約している取扱金融機関に提出する。	(1) 記載もれはないか。 (2) 押印もれはないか。 所属長の手続き (1) 所属長控を保管する。	・取扱要領第22条関係 ・事由8の手続きも必要
11①外国勤務となったとき	海外転勤者の非課税住宅(年金)貯蓄継続用申告書(様式10号)	(1) 加入者が外国勤務となったときに契約している取扱金融機関に提出する。 (出国日の属する月の前々月の末日までに提出すること。)	(1) 記載もれはないか。 (2) 押印もれはないか。 所属長の手続き (1) 所属長控を保管する。 (2) 加入者が異動した場合は、新所属長に速やかに送付する。	・取扱要領第23条関係
②国内勤務となったとき	海外転勤者の国内勤務申告書(住宅財形)(様式10号) 海外勤務者の特別国内勤務申告書(年金財形)(様式10号)	(1) 外国勤務から国内勤務となったときに契約している取扱金融機関に提出する。 (国内勤務となった日の属する月の翌月の末日までに提出すること。)	(1) 記載もれはないか。 (2) 押印もれはないか。 所属長の手続き (1) 所属長控を保管する。 (2) 加入者が異動した場合は、新所属長に速やかに送付する。	

事由	書類名(様式)	留意事項	チェックポイント	備考
12 一般財形を預替えるとき	埼玉県財産形成貯蓄の預替え継続申込書(兼解約・預替え依頼書)(様式11号)	(1)一般財形貯蓄に3年以上の期間加入している者が、他の金融機関へ財形貯蓄を移管するとき、福利課に提出する。 (控除・払込みを行おうとする月の前々月10日まで) (2)様式1号を併せて提出する。 (3)商品によっては、解約手数料がかかるものであること。 (4)中途解約利率が適用される場合があること。 (5)新しい金融機関へ預替えるための送金手数料がかかるものであること。 (6)新契約金融機関に移管されるまでに2か月程度かかること。	(1)3年以内に一般財形の預替えを行っていないか。 (2)様式1号は整っているか。 (3)記載もれはないか。 (4)押印もれはないか。 所属長の手続き (1)所属長控を保管する。 (2)加入者が異動した場合は、新所属長に速やかに送付する。	・取扱要領第24条関係 ・3年以上の期間には中断期間も含む
13 育児休業等取得者が継続適用特例を利用するとき、期間を変更したとき	育児休業等をする者の財産形成非課税住宅(年金)貯蓄継続適用申告書兼育児休業等期間変更申告書(様式12号)	(1)育児休業等(子が3歳に達するまでの)の取得者が育児休業等の開始日までに契約している取扱金融機関に提出する。 (2)金融機関が必要と認める場合は、様式2号により中断、再開手続きを行い、職場復帰直後、最初に払込を行うべき日(原則、職場復帰後最初の給与支給日)に払込を再開する。 (3)育休期間に変更が生じた場合、当初の育児休業の終了日又は変更後の終了日いずれか早い日までに、取扱金融機関に提出する。	(1)記載もれはないか。 (2)押印もれはないか。 所属長の手続き (1)所属長控を保管する。 (2)加入者が異動した場合は、新所属長に速やかに送付する。	・取扱要領第25条関係 ・提出は任意 ・産休開始時には原則、提出できない。 ・再開漏れ等の場合は、課税(保険型は解約)扱いになる。 ・一般財形は損保型を除き対象外

財形貯蓄提出書類等一覧

要領条文	事 由	様式	書 類 名	金融機関への提出期限	保存期限	備 考
第8条	新規申込み	1号	埼玉県財産形成(貯蓄・住宅貯蓄・年金貯蓄)申込書	7月10日	様式1号、2号共通 退職又は解約のいずれか早い年度まで現年度とし、その後移し替えし、5年間保存	申込期限は7月1日～7月10日 (土日及び祝日の場合は翌営業日)
第10条	積立金額の変更	2号	埼玉県財産形成(貯蓄・住宅貯蓄・年金貯蓄)指定・変更届	速やかに		変更しようとする月の前月
第14条	届出事項の変更・届出印鑑住所・氏名・非課税限度額		同上 (12月期末勤勉手当の場合)	毎月10日 (10月31日)		中断しようとする月の前月
第11条	積立の中断		同上 (12月期末勤勉手当の場合)	毎月10日 (10月31日)		再開しようとする月の前月
	積立の再開					
第13条	一部払出し	3号	埼玉県財産形成(貯蓄・住宅貯蓄・年金貯蓄)指定・変更届	随時	5年間	払出しをしようとする日の3営業日前まで
第12条	解約		(11月の場合)	毎月25日 (11月10日)		解約しようとする月
第17条	退職・出向等が生じたとき	4号	財産形成貯蓄の退職等に関する通知書	速やかに		
第19条	継続の申込み	5号	埼玉県財産形成貯蓄継続申込書	毎月10日	様式1号と同じ	控除・払込みをしようとする月の前月
		6号	財産形成貯蓄の解約・払戻請求書(移管用)		5年間	
		7号	転退職者等の財産形成非課税住宅(年金)貯蓄継続適用申告書			
第22条	積立期間の終了(年金財形加入者)	8号	財産形成年金貯蓄の非課税適用申告書	翌月の末日		積立期間満了日の属する月の翌月
	退職	9号	財産形成年金貯蓄者の退職等申告書	遅滞なく		退職の際
第23条	外国勤務者の非課税措置 外国勤務となったとき	10号	海外勤務者の非課税住宅(年金)貯蓄継続適用申告書	月の末日	様式1号と同じ	出国日の属する月の前々月
	国内勤務となったとき		海外勤務者の国内勤務申告書 (住宅財形) 海外勤務者の特別国内申告書 (年金財形)			国内勤務となった日の属する月の翌月
第24条	一般財形を預替えするとき	11号	埼玉県財産形成貯蓄の預替え継続申込書(兼解約・預替え依頼書)	毎月10日		・福利課に様式1号と併せて提出 ・移管には2か月程度かかる
第25条	育児休業等の継続適用特 例制度を利用するとき	12号	育児休業等をする者の財産形成非課税住宅(年金)貯蓄継続適用申告書兼 育児休業等期間変更申告書	育児休業等の開始日までに	5年間	・一般財形の場合は、金融機関様式を使用する。 ・金融機関が必要と認める場合は、様式2号による中断・再開手続きを行う(第11条関係)。 ・産休開始時には原則、提出できない。
	期間変更が生じたとき			当初育児休業の終了日又は変更後の終了日いずれか早い日までに		

※ 手続き書類は、本人控と所属長控を取り外し、金融機関へ提出してください。(ただし、様式11号一般財形の預け替えを除く。)

埼玉県教職員財形貯蓄Q & A

目 次

【一般的事項】

- (1) 財形貯蓄とはどんな制度ですか。
- (2) 加入対象者となる教職員の範囲はどうなっていますか。
- (3) 定年が近いですが、財形貯蓄を始めることができますか。
- (4) 定年後に再任用として勤務予定ですが、財形貯蓄を続けられますか。
- (5) 市町村教育委員会に派遣になった場合、加入している財形貯蓄はどうなるのですか。
- (6) 市町村で財形貯蓄に加入している人が転入してきましたが、財形貯蓄を継続できますか。
- (7) 金利が上昇した機会に、それまで積み立てていた財形貯蓄を高金利の別の財形貯蓄に預替えることはできますか。
- (8) 毎月の積立額を変更できますか。
- (9) 積立を中断したいのですが、どのような場合にできるのですか。
- (10) 財形貯蓄の一部のみ払い出すことができますか。
- (11) 財形貯蓄に加入している職員が退職した場合、どのような処理になりますか。
- (12) 財形貯蓄を解約するとき、どのような手続きが必要ですか。
- (13) 財形貯蓄の利子非課税制度の内容はどのようになっていますか。
- (14) 非課税限度額を超過してしまったときの取り扱いはどうなりますか。
- (15) 非課税限度額を超過してしまったが、増枠で対処できませんか。
- (16) 年末調整の際に、財形貯蓄の生命保険料は控除対象になりますか。
- (17) 財形貯蓄の解約手数料は消費税の対象になりますか。

【一般財形関係】

- (18) 一般財形貯蓄に加入するための要件、メリットは何ですか。
- (19) 一般財形貯蓄の加入者が退職した場合には、どのような処理をするのですか。
- (20) 一般財形は1人で何契約もできるのですか。

【年金財形関係】

- (21) 年金財形貯蓄に加入するための要件、メリット何ですか。
- (22) 積立期間中に残高が非課税限度額を超過してしまったときは、どうなりますか。
- (23) 年金支払時期や期間はどのようにして決められているのですか。
- (24) 年金財形の据置期間とは何ですか。
- (25) 年金財形が要件違反となるのはどのようなケースですか。また、その場合どうなりますか。
- (26) 年金財形が課税扱いとなった場合、どうなりますか。課税の年金財形として受け取れますか。
- (27) 年金以外の払出しをすると、どのような取り扱いになるのですか。
- (28) 年金支払期間中に支払期間を変更することはできますか。
- (29) 年金財形の積立中に死亡又は重度障害となった場合は、どうなりますか。
- (30) 年金財形の非課税限度額を変更することはできますか。

- (31) 当初定めた積立期間等の契約内容を変更することはできるのですか。
- (32) 出向（転職）時に継続できない場合の年金財形はどうなりますか。
- (33) 年金財形の積立期間満了時や退職時にはどのような手続きが必要ですか。
- (34) 年金財形の積立期間が4年6か月で退職した場合の処理について
- (35) 財形年金貯蓄の積立期間中に退職し、そのまま再就職しない場合、どうなりますか。
- (36) 既に5年以上積み立ててきましたが、54歳で退職して、その後再就職しない場合はどうなりますか。

【住宅財形関係】

- (37) 住宅財形に加入したいのですが、どのような要件がありますか。
- (38) 既に住宅を所有している者が申し込むことはできますか。
- (39) 住宅財形の非課税限度額はいくらですか。
- (40) 住宅財形の使途対象となる増改築等は具体的にどのようなケースですか。
- (41) 増改築等に際し、払い出すにはどうすればよいですか。
- (42) 当初予定していた時期に住宅が見つからなかった場合、どうなりますか。
- (43) 住宅取得に際し、具体的な払出し方法について教えてください。
- (44) 住宅取得等のために住宅財形を使いましたが、所定の書類を提出しないと目的外払出しとなりますか。
- (45) 増改築等の費用より、貯蓄残高の方が多い場合はどうなるのですか。
- (46) 申告した非課税限度額を超過してしまったときは、どうなりますか。
- (47) 非課税限度額を超過して課税扱いになった後、住宅取得等のために払出し、残高が非課税限度額内に収まった場合、非課税の適用が受けられますか。
- (48) 共稼ぎの夫婦が、それぞれの住宅財形を一戸の住宅取得のために払出しできますか。その場合の登記はどうすべきですか。
- (49) 病気療養などやむを得ない出費のために住宅財形を使いたいのですが、認められますか。
- (50) 住宅財形をしている職員が退職した場合、どのような取り扱いになるのですか。
- (51) 店舗併用住宅は住宅財形を利用して取得することは可能ですか。
- (52) 既に住んでいる借地を購入することになりましたが、住宅財形を充当することはできますか。
- (53) 住宅財形を年金財形に変更することはできますか。
- (54) 住宅財形を全額払出し後に再積立は可能ですか。

【育児休業等取得者の継続適用特例制度】

- (55) 育児休業等取得者の継続適用特例制度とは、どんな制度ですか。
- (56) 育児休業を取得する場合は、必ず育休申告書の提出が必要なのですか。
- (57) 制度を利用する際に注意すべきことは何ですか。
- (58) 事前手続きをする際には、どのような手続きがいののですか。
- (59) 払込再開手続きはいつまでにするのですか。また払込再開月はいつになるのですか。
- (60) 申告の対象となる財形貯蓄は何ですか。
- (61) 育児休業等の終了日を変更した場合は、どのようにすればいいのですか。

(62) 2年以内に復帰したが、復帰直後の払込再開を忘れた場合において、2年以内に再開すれば、課税扱いにならないのですか。

(63) 例外的に産休中でも育休申告書を提出できるのはどのような場合なのです。

(64) 継続適用特例制度を利用した方がよいのかどうか教えてください。

【勧誘・申込み関係】

(65) 取扱金融機関の勧誘はどのように行われますか。

(66) 勧誘の予約申し込みに対して、所属長はどのように対応したらよいのですか。

(67) 希望する取扱金融機関が勧誘に来ないときはどうしたらよいのですか。

(68) 行き過ぎた勧誘行為があったときは、どのように対応したらよいのですか。

(69) 加入申し込みはどのような行うのですか。

(70) 加入申込書等の関係書類はどこで手に入りますか。

(71) 取扱金融機関が多数あると聞きましたが、それぞれの特徴は何ですか。

(72) 加入にあたって個人番号を記載するのは、どのような場合ですか。

Q&A

(1) 財形貯蓄とはどんな制度ですか。

財産形成貯蓄制度（一般財形・年金財形・住宅財形）は、「勤労者財産形成促進法」に基づく制度です。この制度は、事業主である県教育委員会が加入教職員の給与等から積立金を控除して、加入教職員の契約する金融機関へ預入代行するものです。特典として、利子所得の非課税措置（年金財形・住宅財形と合わせて550万円）があります。

(2) 加入対象者となる教職員の範囲はどうなっていますか。

財形貯蓄に加入する場合の範囲は、3つの方向から考える必要があります。

1つは給与の支払者です。給与等から天引きして積立を行うことから、県から給料等の支給を受けている者に限定されます。但し、県から給与を受けていても、臨時的任用職員と任期付職員及び非常勤職員は加入できません。また再任用職員は、新規の申込みはできませんが、現職時に加入していた財形貯蓄を継続して積み立てることは可能です。

2つは勤務場所です。次に掲げる所属所に勤務する教職員が対象となります。

① 県教育委員会事務局（本局各課及び教育事務所）

② 県立教育機関

③ 県立学校

④ 市町村立学校（県費負担教職員のみ）

3つは年齢です。年金財形及び住宅財形に加入する場合は、加入申込書を提出する時点で、満55歳未満であることが条件となります。なお、一般財形に加入する場合の年齢制限はありません。

(3) 定年が近いですが、財形貯蓄を始めることができますか。

一般財形については、年齢の制限はありません。

年金・住宅財形については、加入申込書を提出時点で55歳未満の教職員であれば、始めることができます。

加入にあたっては、積立期間を定める必要があります。一般財形であれば3年（36月）以上、年金財形と住宅財形では、5年（60月）以上の積立が必要です。勸奨などの退職の時期によっては、結果としてその要件を満たすことなく退職することになり、不適格要件となるかもしれませんが、積立を始めることについて何ら問題はありません。

（４）定年後に再任用として勤務予定ですが、財形貯蓄を続けられますか。

再任用は新規申込みはできませんが、財形貯蓄を継続することは可能です。但し、退職前に比べて給与等の額が減少しますので、よく確認してください。

（５）市町村教育委員会に派遣になった場合、加入している財形貯蓄はどうなるのですか。

派遣先で財形貯蓄を実施していれば、所定の手続きをとることにより、契約を継続できます。

市町村に派遣された場合でも、給料が県から支給されている場合には、そのまま県教職員財形貯蓄を続けることができます。

なお、加入者が市町村に派遣（無給派遣・退職扱い）となったときは、財産形成貯蓄の退職等に関する通知書（様式4号）を作成し、所属所長に提出するとともに、取扱金融機関へ福利課控と併せて提出してください。

（６）市町村で財形貯蓄に加入している人が転入してきましたが、財形貯蓄を継続できますか。

次の手続きにより継続することができます。

- 1 埼玉県財産形成貯蓄継続申込書（様式5号）、財産形成貯蓄の解約払戻請求書（移管用）（様式6号）、転職者等の財産形成貯蓄非課税住宅（年金）貯蓄継続適用申告書（様式7号）を作成し、取扱金融機関へ提出してください。

なお、取扱金融機関が同じ場合は、様式6号は不要です。また、一般財形の場合には、様式7号は不要です。

- 2 1により、継続の手続きをする際、旧金融機関が県教職員財形貯蓄の取扱金融機関にない場合には、金融機関を変えることができます。但し、財形貯蓄の種類を変えることはできません。
- 3 旧勤務地の市町村を退職して派遣・出向等したときは、市町村から金融機関に退職等に関する通知書（様式4号）を提出してもらいます。

（７）金利が上昇した機会に、それまで積み立てていた財形貯蓄を高金利の別の財形貯蓄に預替えることはできますか。

年金財形及び住宅財形は、既に積み立てた財形貯蓄を解約し、解約元利金で別に新規の財形貯蓄の口座を開設することはできません。一方、一般財形で3年以上の期間（中断期間も含む。）加入していることなど一定の要件を満たす場合には、異なる金融機関に預替えをすることができます。但し、商品によっては、解約手数料がかかるもの、中途解約率が適用される場合があること、新しい金融機関へ預替えるため

の送金手数料がかかったりします。

(8) 毎月の積立額を変更できますか。

積立額の変更は、毎年7月1日から7月10日(土日及び祝日の場合は翌営業日)までの間に手続きをとることができます。埼玉県財産形成(貯蓄・住宅貯蓄・年金貯蓄)指定・変更届(様式2号)を作成し、所属所長へ提出するとともに、取扱金融機関へ福利課控とを併せて提出してください。9月分の給与から変更後の金額が控除されます。

(9) 積立を中断したいのですが、どのような場合にできるのですか。

埼玉県教職員財産形成貯蓄事務取扱要領第11条第1項及び第2項に該当する場合に限り、中断することができます。

1 中断することができる事由は次のとおりです。なお、中断回数に制限はありません。

- ①派遣、休職、懲戒、及び育児休業等(育休申告書を提出した場合を除く)の事由で、給料等のすべてが支給されなくなったとき
- ②給料等の一部が減額され、または支給が一時停止されたとき
- ③加入者又はその家族の疾病、災害等により生計の維持が困難となったとき
- ④引き続き預入等を行った場合、非課税貯蓄申告額を上回ることが明らかになったとき
- ⑤外国勤務となったとき
- ⑥その他、やむを得ないと認められるとき

(注) 上記①の事由の場合は、その事由の発生をもって届出があったものとみなして控除を止めますので特別な手続きは必要ありません。②から⑥までの事由の場合には、中断しようとする月の前月10日(12月分の期末勤勉手当からの中断する場合は10月31日)までに、埼玉県財産形成(貯蓄・住宅貯蓄・年金貯蓄)指定・変更届(様式2号)を作成し、所属所長に提出するとともに、取扱金融機関へ福利課控と併せて提出してください(育休申告書を提出することで、届出があったものと取扱金融機関がみなす場合を除く)。

②中断することができる期間は次のとおりです。

一般財形・・・制限なし(損保型は2年)

年金財形及び住宅財形・・・2年(2年を超えたら課税扱い・保険の場合は解約)

※但し、海外勤務の場合は、特例として出国の日から7年間の範囲内で、育児休業等の継続適用特例制度では子が3歳に達するまで中断が可能です。

(10) 財形貯蓄の一部のみ払い出すことができますか。

一般財形については、加入してから1年経過後であれば、必要に応じて一部あるいは全部を払い出すことができます。一方、年金財形及び住宅財形はできません。

払出の手続きは、埼玉県財産形成(貯蓄・住宅貯蓄・年金貯蓄)解約・払出請求書(様式3号)を作成し、所属所長に提出するとともに、取扱金融機関へ福利課控と併せて提出してください。

一般財形は税法上源泉分離課税が適用されていますので、税制上の問題は生じません。

これに対し、年金財形と住宅財形では貯蓄目的が特定され、かつ使うことを前提にして非課税の適用を受けていますので、目的外に一部払い出すと原則的には遡及課税となり、残額は財形貯蓄として認められなくなります。

(11) 財形貯蓄に加入している職員が退職した場合、どのような処理になりますか。

原則として解約することになります。但し、退職後2年以内に再就職して新勤務地で財形貯蓄を行っている場合は、継続することができます。この場合には、財産形成貯蓄の退職等に関する通知書（様式4号）を作成の上、所属所長に提出するとともに、取扱金融機関へ福利課控と併せて提出してください。

（6）も参照してください。

(12) 財形貯蓄を解約するとき、どのような手続きが必要ですか。

埼玉県財産形成（貯蓄・住宅貯蓄・年金貯蓄）解約・払戻請求書（様式3号）を作成し、所属所長に提出するとともに、取扱金融機関へ福利課控と併せて提出してください。なお、一部払出しについても同様の方法で処理することになります。

(13) 財形貯蓄の利子非課税制度の内容はどのようになっていますか。

財形貯蓄のうち年金財形と住宅財形については、両者合わせて550万円までの利子について非課税の取り扱いになっています。預金等商品と保険商品では非課税についての考え方が若干異なります。

1 預金等商品の非課税の考え方

年金財形と住宅財形合わせて積立額と利息の元利合計550万円までの利子について非課税となります。教職員財形貯蓄の取扱金融商品では、期日指定定期預金、金銭信託、株式投資信託などが該当します。

2 保険商品の非課税の考え方

年金財形と住宅財形合わせて元本550万円までの利子等について非課税ですが、それぞれ単独加入の場合は年金財形については385万円、住宅財形については550万円の元本について利子等非課税となります。年金財形について元本385万円の利子等非課税措置を受ける場合、住宅財形は残りの枠である元本165万円が利子等非課税枠となります。教職員財形貯蓄では積立保険、傷害保険などが該当します。

3 異なった取扱いを行う理由

預金等のグループに入る商品は、一定期間ごとに利子等が支払われ元本に組み入れられていきます。これに対して、保険商品のグループは、途中では利払いは行われなくて、払出しを行ったとき（満期時か解約時）に差益が生じる仕組みとなっています。

この差益が預金等のグループの利子に該当するもので、元本に組み入れられないので保険等の非課税限度額を550万円とした場合、積立が長期にわたる財形年金貯蓄では実質的には550万円を超える金額が非課税扱いとなるため、両者の均衡を図るためとられた方法です。

(14) 非課税限度額を超過してしまったときの取り扱いはどうなりますか。

年金財形及び住宅財形については、預金等商品は非課税限度額を超過して課税扱いになっても存続しますが、保険商品では解約となります。

1 年金財形

課税扱いとなった年金財形は、以後、非課税限度額以内に収まるようになった場合でも非課税に戻ることはありません。このため、財形年金に加入する段階で1回あたりの積立金額をいくらにするか慎重に決める必要があります。また、利率の変動などで限度額を超過する見込みとなった場合には、積立期間中であれば積立額の減額や積立中断等によって貯蓄残高を調整することが必要となってきます。385万円が払込限度額となっている保険商品の財形年金貯蓄は課税での取扱いはできません。

なお、預金等商品では据置期間中の金利の変動により、残高が非課税限度額を超える場合があります。この場合には、積立期間中のような調整方法がありませんので、利子等の非課税扱いでの払出しが認められています。

2 住宅財形

住宅財形は預金等商品では非課税限度額を超えて積立をすると、超えた日以後に生ずる利子が課税扱いとなり、その後課税の住宅財形として積立を継続することになります。保険商品では年金財形と同様非課税限度を超えての積立はできません。

(15) 非課税限度額を超過してしまったが、増枠で対処できませんか。

非課税枠を超えると、原則的には課税扱いとなり、再び非課税の取扱いに戻ることはありません。場合によっては解約となります。積立額が非課税枠近くになった場合、取扱金融機関からその旨の連絡・通知があり、対策がとられるようになっていきますので、速やかに非課税限度額の変更をするなどの方法をとってください。

(16) 年末調整の際に、財形貯蓄の生命保険料は控除対象になりますか。

一般の生命保険や個人年金保険などには保険料控除もありますが、生命保険や損害保険の財形貯蓄としての保険料については、控除対象となりません。

(17) 財形貯蓄の解約手数料は消費税の対象になりますか。

財形貯蓄を途中で解約すると、金利が下がったり、利率調整金あるいは手数料を徴収される場合があります。証券の公社債投資信託の場合の手数料は消費税の対象となりますが、その他の場合は、消費税の対象外となります。

(18) 一般財形貯蓄に加入するための要件、メリットは何ですか。

1 次の要件を満たすことが必要です。

- ① 3年以上定期的に積み立てること。
- ② 積立は教職員に代わって県教育委員会が給与等から控除して行うこと。
- ③ 1人1契約に限られること。

2 加入メリットは次のとおりです。

①積立金は自動的に給与等から控除されますので、手間がかからず知らず知らずのうちに財産づくりができます。

②必要な時にいつでも払戻しができます。

3 申込みについては、チェックポイント1「新規申込み」も参照してください。申込書の記載については、新規申込み記載例（一般財形）を参照の上、誤りのないように記入してください。

(19) 一般財形貯蓄の加入者が退職した場合には、どのような処理をするのですか。

原則として、解約することになります。但し、退職後2年以内に再就職した場合で、新勤務地で財形貯蓄を行っている時には、所定の手続きを経て継続することができます。この場合は、財産形成貯蓄の退職等に関する通知書（様式4号）を作成し、取扱金融機関へ福利課控とを併せて提出していただくことになります。（6）及び（12）も参照してください。

(20) 一般財形は1人で何契約もできるのですか。

1人1契約に限られます。

(21) 年金財形貯蓄に加入するための要件、メリットは何ですか。

1 次の要件を満たすことが必要です。

①申込時現在で満55歳未満の教職員で、県から給料等の支給を受けている者。

②5年以上の期間にわたって定期的に積み立てること。

③積立期間満了日から年金支払開始日までの据置期間は5年以内であること。

④満60歳以降の契約所定の年金支払開始から5年以上（預金等商品は20年以内・生命保険は終身も可能）の期間にわたって毎年一定の時期に受け取ること。

⑤年金支払以外の払出しをしてはならないこと。（もし、年金以外の払出しがあると要件違反となり、その時点から遡及課税となります。生保、損保は一時所得扱いで課税。）

⑥積立は教職員に代わって県教育委員会が給与等から控除して行うこと。

⑦1人1契約に限られること。

2 メリット

①計画的な老後資金づくりができます。

②非課税措置があります。（住宅財形と合わせて550万円まで）

③退職後であっても年金の受け取りが終了するまで非課税扱いとなります。

申込みについては、チェックポイント1「新規申込み」も参照してください。申込書の記載については、新規申込み記載例（年金財形）を参照の上、誤りのないように記入してください。

(22) 積立期間中に残高が非課税限度額を超過してしまったときは、どうなりますか。

(14) を参照してください。

(23) 年金支払時期や期間はどのようにして決められているのですか。

年金の支払開始日は、60歳以後の契約に定める日から支払われることになっており、最後に積立を行った日から5年以内に限ることとなっています。支払期間は預金等商品の場合は、5年以上20年以内、また保険商品（生命保険・損害保険等）の場合は5年以上の期間にわたって（生命保険は終身も可能）、毎年一定の時期に支払われます。

(24) 年金財形の据置期間とは何ですか。

年金財形には、積立期間、据置期間、年金支払期間の3つの段階があります。据置期間とは、定年退職等の時期によって最終積立日（積立期間の末日）と年金支払開始日（60歳以後）にずれがある場合などを考慮して、積立をしなくてもよい時期です。年金財形の受取開始日は、60歳以上となった日からとなっています。そのため、60歳以前に退職した場合は、その退職した日（最終積立日）から60歳以上となった年金受取開始日までの間が、据置期間ということになります。

この据置期間は、5年以内でなければなりませんので、必然的に最終積立日は55歳以降の日でなければならないということになります。55歳以前に退職したため、据置期間が5年を超えてしまう場合は、要件違反となり解約しなければなりません。この場合には、ペナルティとして5年間遡及して課税されることになります。（生命保険、損害保険商品では一時所得扱いになります。）

(25) 年金財形が要件違反となるのはどのようなケースですか。また、その場合どうなりますか。

年金財形が要件違反となる場合は、次の6つが考えられます。

①非課税最高限度額を超えて積立をした場合

但し、預金等商品の場合、課税の年金財形として存続することができます。

②2年以上の中断をした場合（育休申告書を提出した場合を除く）

③海外転勤期間が7年を超えた場合

④積立期間中に退職し、再就職しない場合

⑤年金以外の払出し。但し、次に掲げる「災害等の事由」が生じた日から同日以降1年を経過する日までの間に、税務署長の確認を受けた場合に限っては、非課税のまま払い出すことが認められています。

【災害等の事由】

- ・本人または生計を一にする親族が所有する家屋が災害等による被害を受けた場合
- ・本人または生計を一にする親族のために支払った医療費の年間合計額が200万円を超えた場合
- ・本人が所得税法上の一定の寡婦又は寡夫に該当することとなった場合
- ・本人が所得税法上の特別障害者に該当することとなった場合
- ・本人が雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者に該当することとなった場合

目的外の払い出しは原則として、課税のまま引き続き積立を行い課税の年金財形として受け取ることも、積立も行わず放置しておくこともできず、その時点で解約しなければなりません。

⑥育児休業等の継続適用特例制度に違反した場合

(26) 年金財形が課税扱いとなった場合、どうなりますか。課税の年金財形として受け取れますか。

(14) を参照してください。

(27) 年金以外の払出しをすると、どのような取り扱いになるのですか。

年金以外の払出し（死亡、重度障害、その他やむを得ない理由（災害、疾病等）の場合を除く）をする
と要件違反となり、払出日以後に支払われる利子等は課税となり、さらに積立期間中、据置期間中及び年
金支払開始後 5 年以内の場合は、払出日 5 年以内に支払われた利子等が遡及して課税されるというペナルテ
ィがあります。また、年金財形は、一部払出しができませんので、結果として解約することになります。

なお生命保険・損害保険商品の場合は、払出日に生じた利子相当額が一時所得扱いとして課税されます。

(28) 年金支払期間中に支払期間を変更することはできますか。

年金財形の契約変更は、原則として積立期間の末日まで行うことができます。特別の場合には、年金支
払期間に入ってから年金額の変更が認められる場合があります。年金支払開始後、本人又は配偶者が要介
護状態となるなど、疾病やその他これに準ずる事由が生じた場合には、本人の請求により年金支払開始前
に定めた年金支払方法を変更し、以後一定額を上乗せした年金額を支給することができます。この場合、
結果として年金の支払期間は短縮されますが、5 年以上という要件は確保する必要があります。

(29) 年金財形の積立中に死亡又は重度障害となった場合は、どうなりますか。

年金財形に加入している教職員が積立期間中に死亡した場合は、その時点で利子等の非課税措置の適用
はなくなり、相続人の単なる一般の貯蓄となります。この取扱は、据置期間中、年金支払期間中を通じて
同様で、要件違反としての遡及課税とはなりません。

しかし、商品によって異なりますが、預金等の年金財形は、死亡した教職員が有していた年金財形を相
続した相続人に対し相続税の課税対象となるほか、死亡した日以降に支払われた利子等については所得税
が課税されます。保険では、確定年金の場合、年金支払の残存期間に相当する年金支給権相当額が一時金
として相続人に支払われます。終身年金の場合、保障期間中なら残存保障期間の年金受給権相当額が支払
われます。保障期間後ならその時点で契約が終了します。これらは相続財産として課税対象となります。

また、重度障害の状態となった場合の払出しは、適格な払出しとして、払出しの際の利子等は非課税で
遡及課税とはなりません。この取扱は、積立期間、措置期間及び年金支払期間を通じて同様です。

(30) 年金財形の非課税限度額を変更することはできますか。

年金財形の非課税限度額は 5 5 0 万円です。（但し、生命保険、損害保険では 3 8 5 万円）この範囲内
なら非課税限度額変更申告書を提出することにより増減させることができます。例えば、年金財形の非課
税限度額として 5 5 0 万円申告してあると、これを 3 0 0 万円に減額し住宅財形の非課税限度額として 2
5 0 万円を申告することができます。

また、住宅財形と年金財形の双方を積み立てていた場合に増改築等が済み、住宅財形が不要になった際、
住宅財形の非課税限度額分を廃止し、年金財形の非課税限度額を増額することも可能です。

但し、海外転勤者の財形年金貯蓄継続適用申告書（様式 10 号）を提出している場合は、限度額変更申告書は提出できません。

(31) 当初定めた積立期間等の契約内容を変更することはできるのですか。

積立期間や積立時期に関する事項等の変更は、積立時期の末日（最後の積立日）までならば変更できます。年金支払に関する事項は、年金支払期間中に変更できることがあります。

(28) も参照してください。

(32) 出向（転職）時に継続できない場合の年金財形はどうなりますか。

出向（転職）に際して、継続できない場合は、

①出向先で年金財形を実施していない場合

②預金等を保険に引き継ぐ場合で、預金等の元利合計が 385 万円を超えているとき

③逆に、保険を預金等に引き継ぐ場合で、保険の元利合計が 550 万円を超えているとき

等が考えられます。

出向等によって給与支払者が変わるなど不適格事由が生じると、継続を行わない限り（2 年間の中断で対応できるものを除いて）一定期間経過後から課税扱いとなります。しかし、出向（転職）時、既に 55 歳以上で、積立期間が 5 年以上であれば、出向（転職）前に積立期間終了の手続きをすることによって、勤務先が変わっても、60 歳から年金を受け取ることができます。

※積立期間終了の手続き方法

①埼玉県財産形成（貯蓄・年金・住宅）指定・変更届（2 号様式）により、積立終了年月日の変更を行う。

②財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書（8 号様式）を①で変更した積立終了年月日から 2 か月以内に提出する。

③出向（転職）したときは、速やかに財産形成年金貯蓄者の退職等申告書（9 号様式）を提出する。

(33) 年金財形の積立期間満了時や退職時にはどのような手続きが必要ですか。

積立期間満了時から 2 か月以内に「財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書」（8 号様式）を作成し、取扱金融機関を通じて所轄税務署長に提出することが必要になります。この申告は所属所長に所属所控を提出するとともに、福利課控を取扱金融機関に提出してください。

もし、財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書（8 号様式）が期限内に提出されないと、提出期限の翌日に「財産形成非課税年金貯蓄廃止申告書」が提出されたものとされ、その後支払われる利子等について課税されることになります。また、退職時には「財産形成年金貯蓄者の退職等申告書」（9 号様式）を遅滞なく提出することになります。

(34) 年金財形の積立期間が 4 年 6 か月で退職した場合の処理について

年金財形の積立期間を 5 年とし、60 歳定年に合わせました。ところが、4 年 6 か月で退職することになり、退職後、2 年以内に再就職し積立をしたのですが、その際、再就職までのブランクは積立期間に通算されますか。

年金財形の積立期間は5年以上ないと要件違反となります。しかし、在職中であれば、2年間の中断が可能ですから（中断の期間も積立期間にカウントされる）、実質的な積立期間が3年間となることも有り得るわけです。しかし、積立期間5年未満で退職等の不適格事項が生じてしまうと、一定期間経過後から課税扱いになり、「解約→遡及課税」とならざるを得ません。

この事例の場合、2年以内に再就職して継続の手続きをしたわけですから、1回でも積立を行えば、年金受取は可能となります。また、その場合の積立期間の考え方ですが、財形法によれば、再就職までのブランクも積立期間に通算されることになっております。

(35) 財形年金貯蓄の積立期間中に退職し、そのまま再就職しない場合、どうなりますか。

積立期間中に退職し、2年以内に再就職しない場合は、勤労者でなくなることから非課税措置は打ち切られることになり、一部の例外を除いて課税扱いの年金財形は取り扱わないことになっているので、結果として解約することになります。

(36) 既に5年以上積み立ててきましたが、54歳で退職して、その後再就職しない場合はどうなりますか。

財形年金貯蓄の年金受取開始日は、満60歳以降の日、また最後の積立日から年金受取開始までの据置期間は5年以内とされています。従って、55歳未満で退職した場合、退職日から2年以内に再就職して転職継続措置の適用を受けない限り、最終積立日から満60歳までの期間は5年を超えることになりますので、据置期間の要件を満たさず解約の取扱とならざるを得ないでしょう。

(37) 住宅財形に加入したいのですが、どのような要件がありますか。

住宅財形の契約時の要件としては次のものがあります。なお、現在住宅を所有していても、新たに住宅を取得し、居住することを前提に住宅財形に加入することは可能です。

- ①契約締結時に55歳未満であること
- ②積立期間が5年以上であること（契約上、積立期間を5年以上にしておくということで、適当な物件が見つかった場合などは5年以内になっても差し支えありません。）
- ③住宅取得等に要する費用のうち、住宅財形の積立額を充当した後の不足額は、取扱金融機関等又はその斡旋により貸付けられた資金により支払われることとされていること。（契約上、融資を受けることを想定しておけばよく、結果として融資を受けなくてもかまいません。）
- ④自己の居住する住宅の取得もしくは増改築等の費用に充当する以外の払出しはできないこと。（住宅取得・増改築等以外の払出しをすると要件違反となり、5年間の遡及課税（預金型の場合）となります。この場合、住宅は自己の居住の用とすることになります。）
- ⑤1人1契約であること（1人が複数契約することはできません。年金財形、一般財形を同時に契約することは可能。）

(38) 既に住宅を所有している者が申し込むことはできますか。

住宅財形の契約要件には、自己名義の住宅があるかどうかは条件とされていません。そのことは、増改

築等が払出目的の1つとされていることから明らかです。住宅財形の対象となる住宅は新築であれ、中古であれ、新たに取得するものであれ、自己の居住の用に供することが必要とされています。但し、生活の拠点とならないセカンドハウス、別荘や第三者に賃貸するための住宅は対象となりません。

(39) 住宅財形の非課税限度額はいくらですか。

住宅財形の非課税限度額は、年金財形との合計で550万円です。住宅財形のみ単独加入の場合の非課税限度額は550万円です。但し、預金等商品と保険商品では非課税限度額の考え方が異なっています。預金等商品のように利子が途中で元加される場合は、元利合計で550万円以内、保険商品のように利子が途中で元加されない（利子が生ずるのは解約時や満期時）場合、実際に積み立てる額（保険額）累計で550万円以内です。なお、預金等商品の住宅財形は残高が申告している非課税限度額を超過した場合は、その後に生ずる利息について20.315%の源泉分離課税となりますが、超過後の積立も可能です。

これは、住宅の取得に際しては必ずしも予定どおりに希望する物件が見つかるとは限らないため、結果として積立期間が伸びて残高が非課税限度額を超過してしまうことが考えられ、こうした場合でも、引き続き住宅の取得のための積立を可能にするため、課税扱いで存続することが認められているものです。これに対して、保険商品の住宅財形では保険料を550万円を超えて払い込むことはできません。

(40) 住宅財形の使途対象となる増改築等は具体的にどのようなケースですか。

使途対象となる増改築等は建築基準法で定められた増築、改築、大規模修繕及び大規模な模様替えをいい、75万円以上の費用を要する工事です。使途対象となる増改築等の要件は次のとおりです。

- ①工事費用が75万円を超えること
- ②工事対象住宅が財形住宅貯蓄者本人の名義であること
- ③工事後の床面積が50㎡以上であること

「増築」とは、一の敷地内の既存の建築物の延べ面積を増加されること

「改築」とは、建築物の全部もしくは一部を除去し、又はこれらの部分が災害等によって滅失した後、引き続きこれと用途、規模、構造の著しく異ならない建築物を建てること。

「大規模修繕」とは、建築物の主要構造物の一種以上について行う過半の修繕

「大規模な模様替え」とは、建築物の主要構造物の一種以上について行う過半の模様替えをいいます。現実に行われる工事がここでいう増築などに該当するかどうかの判断は難しいものがあります。増改築等の払出しの際に提出する「増改築等工事証明書」がありますが、これによって建築士に該当工事かどうか証明してもらうことなどが必要となります。

一般的には、かなり大規模な工事となるシステムキッチンを入れる、バスユニットの設置、洗面、衛生設備の交換等のみでは対象工事にはなりませんし、マンションなど共同住宅のうち一戸のみの内部リフォームも建築基準法が建物全体を適用対象としているため、対象になりませんので注意してください。

また、工事対象住宅が貯蓄者本人名義であることが必要です。夫婦の共有名義の住宅については、持ち分に比例して払出しができます。

(41) 増改築等に際し、払い出すにはどうすればよいですか。

(43) を参照してください。

(42) 当初予定していた時期に住宅が見つからなかった場合、どうなりますか。

住宅財形の要件として、積立期間は5年以上であることと、住宅取得等の費用に充てる場合以外には貯蓄残高の払出しはできないこととされていますが、住宅取得の時期については規定されていません。住宅取得等が予定より遅れた場合には、そのまま積立を続けると、非課税限度額を超えることが予想されます。

住宅財形については預金等商品の場合であれば、非課税限度額を超えても引き続き積立を続けることができますが、超えた時点から生じた利子全額が課税扱いとされます。このような場合には、限度額の余裕枠がある場合には、増し枠をするか、余裕枠がない場合には、積立を中断することが必要となります。なお、積立額の変更は、年に1度（7月1日から7月10日（土日及び祝日の場合は翌営業日）まで）しかできないので、注意してください。

(8) も参照してください。

(43) 住宅取得に際し、具体的な払出し方法について教えてください。

- 1 住宅取得後1年以内に、所定の書類を取扱金融機関に提出し、適格な払出しであることの確認を受け、取得費用以下の金額を払い出す。
- 2 住宅取得前に払い出す場合は以下のとおり。
 - ①住宅の取得前に建築工事の請負契約書（写）又は売買契約書（写）を金融機関に提出し、貯蓄残高の9割か取得費用のいずれか低い金額以下の額を払い出す。
 - ②なお、上記払出日から2年以内又は住宅取得日から1年以内かいずれか早い日までに所定の書類を提出し、適格な払出しであることの確認を受けることが必要。また、取得費用が①で払い出した金額を超えているときは②の手続き以後に超えている金額を限度として払出しすることができる。

提出書類

- ・住宅の登記簿謄本（抄本）
- ・住宅の建設工事の請負契約書（写）
- ・売買契約書（写）又は領収書等の写し
- ・住民票の写し

確認事項

- ・住宅を取得したこと
- ・住宅の床面積が50㎡であること
- ・中古住宅の場合は築後20年（耐火構造は25年）以内であること
- ・住宅の所在地と教職員の住所が同一であること
- ・払出し金額が住宅の取得費用以下であること
- ・払出日が、住宅取得日から1年以内であること

- 3 増改築等の払出方法は、上記の方法と同様ですが、提出書類と確認事項に次のものが追加されます。

- ① 提出書類：建築士の増改築等証明書の写し、確認通知書（建築前）の写し又は検査済証の写
- ② 確認事項：
 - ・ 増改築等をしたこと
 - ・ 増改築等の費用が75万円を超えること
 - ・ 併用住宅等の場合に居住部分の工事負担が全体の2分の1以上であること

（44）住宅取得等のために住宅財形を使いましたが、所定の書類を提出しないと目的外払出しとなりますか。

住宅取得等を証明する書類を提出しなければ、実際に払い出した金額を住宅取得等に使用しても、目的外の払出しとみなされます。

払出しの方法は、住宅取得等完了前に払い出す方法と完了後に払い出す方法がありますが、いずれの場合にも最終的には、住宅取得等を証明するために、「建築工事の請負契約書」又は「売買契約書」、「登記簿謄（抄）本」及び「住民票」の写しなどを所定の期間内に提出しなければなりません。所定の書類の提出がない場合には、その期限切れの日に要件違反が生じたとして遡及課税が適用されます。

（45）増改築等の費用より、貯蓄残高の方が多い場合はどうなるのですか。

増改築等で必要額を払い出した後で、まだ貯蓄残高が残っていれば、財形住宅貯蓄としてその残高は非課税の適用を受けることができますし、その後引き続き財形住宅貯蓄として積立を続けることができます。増改築等の場合、工事費は75万円以上という要件ですので、こうした貯蓄残高の方が多額になるという事例はかなり発生することが考えられます。

この後、再び住宅取得や増改築等のために使うことができますが、目的外の払出しをしますと、その時点から5年遡及課税（預金型の場合）となり、過去に適格に払い出した以前の利子にまで課税されるケースもありますので注意してください。

（46）申告した非課税限度額を超過してしまったときは、どうなりますか。

（14）を参照してください。

（47）非課税限度額を超過して課税扱いになった後、住宅取得等のために払出し、残高が非課税限度額内に収まった場合、非課税の適用が受けられますか。

財形住宅貯蓄の残高が非課税限度額を超えるなどして一旦課税扱いになると、その後はどのような理由があっても非課税に戻ることはありません。

（48）共稼ぎの夫婦が、それぞれの住宅財形を一戸の住宅取得のために払出しできますか。その場合の登記はどうすべきですか。

夫婦それぞれが住宅取得を証明できれば、各人の住宅貯蓄を適格に払い出すことができます。そのためには、取得住宅を夫婦2人の共有名義で登記する必要があります。なお、共有登記の際、夫婦2人の持分を記載するため、払出し額はそれぞれの持分の範囲内となります。

（49）病気療養などやむを得ない出費のために住宅財形を使いたいのですが、認められますか。

住宅取得等の払出しのほか、死亡・重度障害に伴う払出しを除いては法律上適格な払出しとはなりません。質問の病気などのやむを得ない出費であっても、目的外の払出しとなり、遡及課税が適用されます。これは、災害・疾病その他のこれに類するやむを得ない事情の場合には遡及課税が適用されない年金財形とは取扱が異なります。

(50) 住宅財形をしている職員が退職した場合、どのような取り扱いになるのですか。

住宅財形をしていた教職員が退職した場合、県教育委員会による給与控除ができなくなり、積立ができなくなります。しかし、財形法上では退職したことをもって、それが住宅財形でなくなるとの考え方はとっていません。退職後も住宅財形であれば預金等商品では退職後の目的外払出しについては、払出日前5年以内に支払われた利子が遡及課税となります。但し、退職後に課税となった期間については遡及課税の対象にはならず、5年の遡及期間内の非課税期間のみが対象です。ですから、課税期間が5年を超えれば、その後に目的外払出しがあっても実質的に遡及課税は行われないことになります。もちろん、退職後に所定の住宅取得や増改築のために払い出すことは十分考えられます。

生命保険や損害保険では、退職後課税になると当初からの利子相当分について20.315%課税が適用されますが、積立が行われないと保障との関係が微妙になるため原則解約扱いとするようです。

(51) 店舗併用住宅は住宅財形を利用して取得することは可能ですか。

住宅財形で取得する住宅は、店舗併用住宅でも可能とされています。その際、居住用部分の床面積が全体の2分の1以上であることが条件となり、取得額＝払出額の上限は居住用床面積の割合に応じた額となります。なお、店舗併用住宅の増改築については、全体に要した費用のうち、居住用部分に要した費用が2分の1以上であることが条件となります。

(52) 既に住んでいる借地を購入することになりましたが、住宅財形を充当することはできますか。

住宅財形は住宅取得のための貯蓄であり、原則として土地の費用については使途対象とはなりません。土地と住宅を一体として購入する場合は別ですが、土地のみあるいは借地権のみの取得は対象とならず、適格な払出しとはなりません。

(53) 住宅財形を年金財形に変更することはできますか。

法律上からも商品の性質上からも、住宅財形の目的を途中で変更することはできません。財形法上は一般財形、年金財形、住宅財形とも全く別々にその要件が定められており、途中での変更を全く予定していません。また、各業態の貯蓄商品は、それぞれの要件に沿った形で利回り等を含めた商品設計しているため、途中での変更に対応しえない商品が多いのが実態です。

(54) 住宅財形を全額払出し後に再積立は可能ですか。

住宅財形を適法に全額払い出した際には、契約を一旦解約するのが一般的で、もし必要ならば、新規に契約を結ぶべきでしょう。払い出しして残高がなくなった場合でも、契約そのものは継続していると考えられますので、積立を継続することは可能です。その時点で55歳を超えている場合には、再積立するメ

リットがあります。但し、積立を再開した後、もし、要件違反の払出しを行うと5年の遡及課税（預金型の場合）となり、住宅取得時に払出しした際の利子にまで課税が及ぶことがあります。

(55) 育児休業等取得者の継続適用特例制度とは、どんな制度ですか。

平成27年4月1日以降、「財産形成住宅貯蓄」及び「財産形成年金貯蓄」に加入している契約者が3歳に達するまでの子について育児休業等を取得する際、所定の申告書を提出することで、中断期間が2年を超える時も利子等について非課税措置を受けたまま契約を継続することができるものです。

育児休業等の「等」には産前及び産後休暇が含まれますが、埼玉県では原則、育児休業開始時から利用できる制度となります。

(56) 育児休業を取得する場合は、必ず育休申告書の提出が必要なのですか。

申告書の提出は任意です。但し、途中で2年を超えて中断したくても、当初申告していないと制度を利用できませんので注意してください。

(57) 制度を利用する際に注意すべきことは何ですか。

1 事前手続きが必要であること

育児休業の開始日までに取扱金融機関に所定の申告書等を提出する必要があります。

2 職場復帰直後の払込再開が必要であること

職場復帰後、最初に払込を行うべき日（原則、職場復帰後最初の給与支給日）に払込を再開する必要があります。払込みを再開しない場合は、非課税措置の適用がされなくなります（育児休業等終了日後の支払利子から遡って課税扱いとなります）。

3 育児休業の期間変更をした場合は届出が必要であること

育休期間に変更が生じた場合、当初の育児休業の終了日又は変更後の終了日いずれか早い日までに、取扱金融機関に育休申告書を提出する必要があります。届出をしない場合は、非課税措置の適用がされなくなります。

(58) 事前手続きをする際には、どのような手続きがいのですか。

育児休業等の開始日までに育休申告書を取扱金融機関に提出します。併せて指定・変更届を取扱金融機関に提出しますが、取扱金融機関が育休申告書に必要事項を記入することで認める場合は提出不要です。指定・変更届の取扱いについては、取扱金融機関に確認してください。

なお、育児休業の中断開始月は、育児休業開始日の属する月となります。

(59) 払込再開手続きはいつまでにするのですか。また払込再開月はいつになるのですか。

職場復帰日により手続き期限が異なります。月初めに復帰する場合、払込再開月は復帰月となり、前月の10日までに指定・変更届を取扱金融機関に提出します。月途中で復帰する場合、払込再開月は復帰月の翌月となり、復帰月の10日までに指定・変更届を取扱金融機関に提出します。

なお、取扱金融機関が育休申告書に必要事項を記入することで認める場合は提出不要です。指定・変更

届の取扱いについては、取扱金融機関に確認してください。

例１：４月１日復帰、復帰直後の給与再開４月２１日、再開手続き期限３月１０日

例２：４月２０日復帰、復帰直後の給与再開５月２１日、再開手続き期限４月１０日

(60) 申告の対象となる財形貯蓄は何ですか。

住宅財形及び年金財形が対象です。一般財形は、中断期間に制限のある損保型商品を除き対象外です。

(61) 育児休業等の終了日を変更した場合は、どのようにすればいいのですか。

当初の育児休業等の終了日又は変更後の終了日のいずれか早い日までに、変更申告書を取扱金融機関に提出してください。手続き漏れの場合は、非課税措置の適用を受けられなくなりますので注意してください。

(62) ２年以内に復帰したが、復帰直後の払込再開を忘れた場合において、２年以内に再開すれば、課税扱いにならないのですか。

課税扱い（保険等商品は、解約）になります（払込があった後の支払利子から課税扱いとなります）。また育休期間が早まった場合でも、変更の届出を忘れて払込再開すると課税扱いになります。

(63) 例外的に産休中でも育休申告書を提出できるのはどのような場合なのですか。

すでに中断している契約者が産休期間であれば２年以内、育休開始日では２年を超えてしまう場合かつ払込再開を希望しない場合において、産前又は産後休暇から利用する場合等があります。

一度育休申告書の手続きをすると、育児休業等の開始日から、職場復帰後最初の払込を行うべき日の前日までに払込を行った場合は、非課税措置が適用されなくなります。このため、埼玉県では育児休業開始時での申告を原則としています。

上記の例で例外的に申告する際には、事前に取扱金融機関に確認し、払込等による要件違反に十分注意してください。

(64) 継続適用特例制度を利用した方がよいのかどうか教えてください。

２年以内に復帰することが確実であれば、利用する必要はないと思います。但し、途中で２年を超えて中断したくても当初申告していないと利用できませんので、御自身の事情等をよく考えて判断してください。

(65) 取扱金融機関の勧誘はどのように行われますか。

取扱金融機関の勧誘は、勧誘に当たっては、財形募集担当者証を着用した募集担当者により、事前に所属長に予約申し込みを行い、許可を得てから行われることになります。また、逆に取扱金融機関からの勧誘申込みを待たずに、所属長から希望する取扱金融機関へ勧誘の要請をすることもできます。

①勧誘時間

ア 教育局各課・教育事務所……月曜日から金曜日までの昼休み内

イ 教育機関………所属長が指定した時間（所属運営上支障のない時間で、職員の都合のいい時間を指定してください）

ウ 学校………月曜日から金曜日までの昼休み又は放課後。ただし、所属長がこれ以外の時間を指定したときは、これに従うこと。

②場所

所属長の指定した場所

各所属所の事情によりますが、職員室や研究室等で個々に行わせたり、あるいは会議室などに教職員を集めて説明をしてもらうなどが考えられます。いずれにしても、各所属所でやりやすいように工夫していただいて結構です。

③その他所属長は、所属での勧誘活動全般について、取扱金融機関に対し指示・指導することができます。例えば、教職員や生徒に迷惑となる行為があったときなどに、勧誘を制限したり停止することができます。

(66) 勧誘の予約申し込みに対して、所属長はどのように対応したらよいですか。

勧誘の予約申し込みに対しどのように対応するかは所属長に一任されています。従って、教職員の希望を聞くなりして、いくつかの取扱金融機関を指定して勧誘活動を行わせることもできます。実際には、勧誘の予約申し込みのあった取扱金融機関すべてに勧誘を許可することは、混乱を招き学校運営に支障が生じることがないとは言えません。ある程度限定して取扱金融機関を指定した方がスムーズにいく場合もあるかと思います。そのあたりの判断は所属長に任せられています。また、実際の勧誘では、教職員に対して個々に勧誘を行わせたり、都合のよい時間に教職員を集めて行わせるなど所属所の事情に応じて工夫していただいて結構です。

(67) 希望する取扱金融機関が勧誘に来ないときはどうしたらよいのですか。

希望する取扱金融機関に電話等により、勧誘の要請を行うことができます。

(68) 行き過ぎた勧誘行為があったときは、どのように対応したらよいですか。

例えばサービス品を提供したり、教職員の自宅に電話をかけたり、加入する意思のない教職員にしつこく付きまとうなどして教職員や生徒に迷惑をかけ、公務に支障を及ぼすおそれがあると認めたときは、その実態を福利課へ連絡してください。福利課では調査の上、勧誘活動の全部又は一部を制限するなどのペナルティを行うことになります。

勧誘期間以前の勧誘活動は厳しく禁止されていますので、同じくその実態を福利課へ連絡してください。なお、ダイレクトメールについては禁止していません。

(69) 加入申し込みはどのように行うのですか。

取扱金融機関の募集担当者が、埼玉県財産形成（貯蓄・住宅貯蓄・年金貯蓄）加入申込書（様式1号）

を持って所属所へ勧誘に出向きますので、申込書に必要事項を記入して、申込期間内（7月1日から7月10日（土日及び祝日の場合は翌営業日）まで）に直接取扱金融機関へ提出してください。

（70）加入申込書等の関係書類はどこで手に入りますか。

勧誘の際には、取扱金融機関の募集担当者が加入申込書を持って所属へ出向きます。その他の関係書類は直接取扱金融機関へ請求してください。福利課では配布していません。

（71）取扱金融機関が多数あると聞きましたが、それぞれの特徴は何ですか。

取扱金融機関は、普通銀行等、信託銀行、証券会社、生命保険会社、損害保険会社の5種類に分けることができます。取り扱っている財形貯蓄商品はそれぞれ特徴があり利率も異なりますが、利率の高低では比較できない部分にも注意する必要があります。詳しい商品内容等については、直接取扱金融機関へお問い合わせください。

（72）加入にあたって個人番号を記載するのは、どのような場合ですか。

年金財形、住宅財形に加入する場合は、申込書（様式第1号）内の財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申告書へ個人番号を記載する必要があります。財産形成非課税住宅（年金）申告書は、金融機関から税務署へ提出されます。

一般財形については、証券会社に申込みをする場合に限り、申込書（様式第1号）の所定の欄に個人番号を記載する必要があります。一般財形は財産形成非課税住宅（年金）申告書の提出は不要ですが、証券会社で積立を行う場合は所得税法に基づき、個人番号を証券会社へ告知しなければなりません。